

2012 年度 学士論文

現代日本における代議制デモクラシーの機能低下要因
—政治システム論と近代社会論を用いた政治過程分析—

一橋大学社会学部 4108141c

手嶋真吾

所属	田中拓道ゼミナール
指導教官	田中拓道 准教授

目次

<u>序章</u>	<u>4</u>
第1節 本稿の課題背景	4
第2節 本稿の問い	6
第3節 先行研究の概要	6
第4節 代議制デモクラシーが機能した状態について	7
第5節 仮説の提示	8
第6節 本稿の展開	9
<u>第1章 政治改革以前の時代</u>	<u>10</u>
第1節 20世紀の代議制デモクラシー	10
第2節 日本の代議制デモクラシー	10
第3節 まとめ	14
<u>第2章 政治改革における選挙制度改革の分析</u>	<u>15</u>
第1節 小選挙区比例代表並立制は民意を反映しうるのか	15
第2節 選挙制度改革の政治過程とその方向性	17
第1項 選挙制度改革の立案及び立法過程	17
第2項 第八次選挙制度審議会答申の分析	19
第3節 仮説の検証	21
<u>第3章 新選挙制度下の政治過程分析</u>	<u>23</u>
第1節 政治改革以後の政治史	23
第1項 新制度での選挙に向けた合従連衡（1994年～1996年）	23
第2項 民主党の登場と自民党の危機（1996年～2001年）	24
第3項 小泉構造改革と二大政党制への進展（2001年～2006年）	27
第4項 末期自民党の迷走（2006年～2009年）	29
第5項 政権交代と民主党の挫折（2009年～）	30
第2節 政治アクター、選挙制度効果の分析	32
第3節 仮説の検証	34
第1項 仮説①（制度）について	34
第2項 仮説②（アクター）について	35
<u>第4章 社会的要因の検証—再帰的近代化と政治の変容</u>	<u>38</u>
第1節 再帰的近代社会における代議制デモクラシーの諸困難	38

第2節	日本の事例	40
第3節	まとめ	42
<hr/>		
第5章	総括	44
<hr/>		
第1節	結論	44
第2節	考察—代議制デモクラシーを発揮するために	44
<hr/>		
終章		48
<hr/>		

参考文献

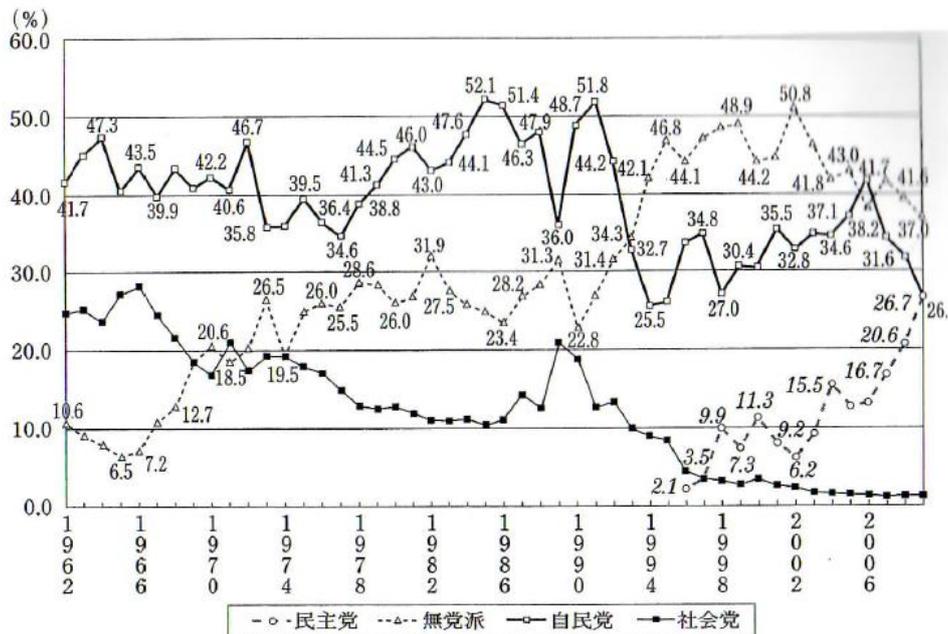
序章

0-1 本稿の課題背景

本稿は「現代日本の代議制デモクラシーは機能不全に陥っているのではないか」という問題意識を出発点としている。

日本政治を取り巻く状況には「政治不信」という言葉が常に付きまとっている。政治不信の広がり証左として、第一に有権者の無党派層の拡大と投票率の低下が挙げられる。図1は自民・民主の政党支持と無党派層の推移であるが、70年代に20%台で推移していた無党派層は90年代初頭に30%台に膨らみ、93年に自民党が下野して以降さらに急増して、40%台に留まるようになった。無党派層は09年の政権交代を機に30%台まで低下するも、民主党の失政から再び増加に転じ、11年、12年は40%台となった¹。また図2は日本の衆議院総選挙における投票率の推移である。これによると、投票率は戦後から90年代まで概ね70%台で推移していたが、90年代以降は急減して60%台を推移するようになった。無党派層のケースと同様に、政権交代が起きた09年の衆議院総選挙において、投票率は郵政選挙で盛り上がった前回衆院選と比べても増加した。しかし投票率も民主党政権への失望を機に、12年の総選挙では59.32%と10%以上低下し、衆議院総選挙で戦後最低値を記録した²。

図1 自民・民主の政党支持と無党派層の推移（1962～2009年）



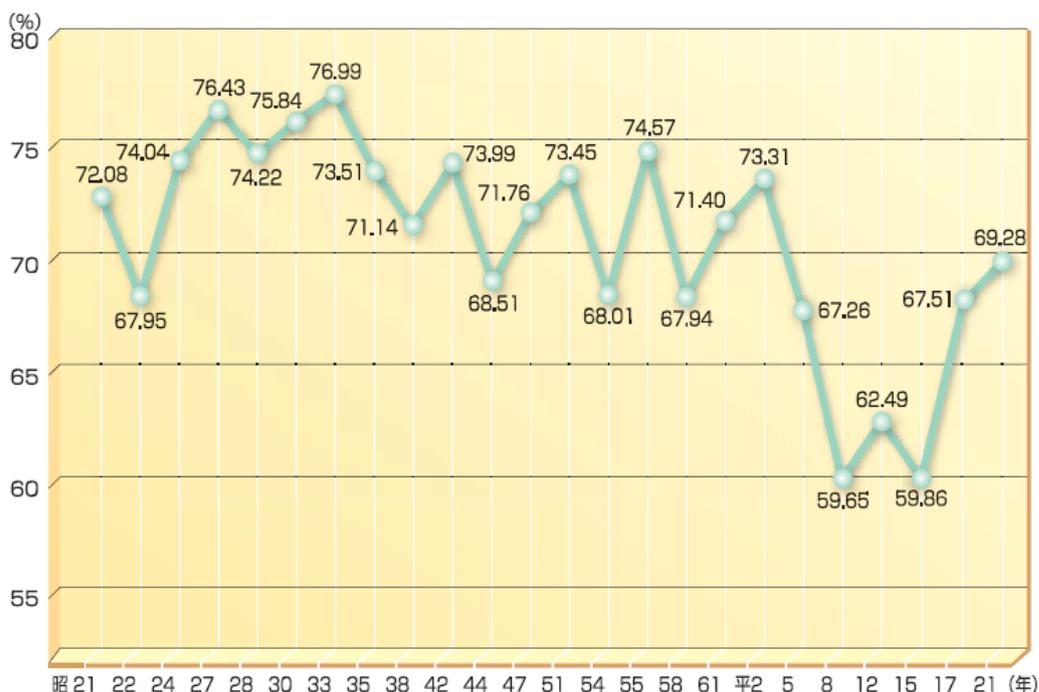
¹ 10年以降の支持率はNHK放送文化研究所「政治意識月例調査」の年平均データを用いた。<http://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/political/index.html> (2012年2月20日最終アクセス)

² 総務省HP「選挙関連資料」より。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin46/index.html

出典：田中愛治ほか『2009年、なぜ政権交代だったのか』勁草書房、2009年、8頁より引用。

図2 日本の衆議院総選挙における投票率の推移



- 注1) 昭和38年は投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。
- 注2) 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
- 注3) 平成8年より小選挙区比例代表並立制が導入された。
- 注4) 平成12年より投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
- 注5) 平成17年より期日前投票制度が導入された。

出典：総務省 HP「目で見る投票率」より引用。

続いて政治不信拡大の第二の証左として、直接民主主義的な動きの拡大が挙げられる。代表的なものはデモであり、2011年の福島第一原発の事故以来、数多くの脱原発デモが起こっている。脱原発デモは一過性ではなく断続的であり、毎週金曜日には首相官邸前でのデモが続いている。特に12年夏には関西電力大飯原発の再稼働を進める政府に対し、首相官邸周辺に10万~20万もの人が集まって「再稼働反対」を唱えた。組織動員のないデモとしては異例の規模であり、60年安保以来の数であった。これらの傾向は全て、従来の政治に対する不信と不満の表明と言える。つまり従来の政治に先行きが見えないと感じる一方、政治家たちには任せておけないと考える有権者が増加しているのである。朝日新聞が行った世論調査(2011年12月30日付朝刊)を見ても、「支持政党なし」は40%、「政治にかかわりたい」の答えた人は37%とともに低い。「かかわりたくない」と答えた人の理由としては、「(参加しても)世の中は簡単には変わらない」と答えた人が67%、その一方で「政治家に任せ

ておけばいい」と答える人がわずかに 3%となっている³。

歴史を振り返れば、政治不信が最高潮に高まったのは 1980 年代末から 90 年代初頭である。日本においては 55 年体制の下で政権交代を経ない自民党の 1 党優位体制が長らく続いた。そのため「日本にはデモクラシーが定着していない」との批判が各種論壇よりなされてきた⁴。この種の批判が、当時の世界を取り巻く状況や「政治とカネ」の問題など様々な出来事が複雑に相互作用しあう中、リクルート事件という一大スキャンダルを機に、政治改革の機運を引き起こした。政治改革はこれまでの一元的な政治から二大政党制による二項対立の政治への変革に主眼が置かれた。すなわち有権者が二者択一の政治に加わることになり、日本の代議制は今まで以上にデモクラシーを発揮すると期待されたのである。政治改革の効果は実際に大きく、2009 年には政権交代をも実現させた。上述の通りこの選挙で無党派層は大きく減少した。投票率も回復した。有権者の間にも確かに二大政党制への期待、代議制デモクラシーへの期待感があったといえる。

翻って現在の状況である。上述の通り、政治不信は解消されるどころかますます高まっていると言える。政権交代当時の興奮はとうに冷めきった。首相の交代や目玉政策の反故が相次ぎ、民主党は大きく支持率を下げた。しかし民主党の政党支持率が下がる一方、対抗軸である筈の自民党の支持率も遅々として高まらず、2012 年末の総選挙では「第三極」と言われる政党群に注目が集まった。このことは今なお日本の代議制デモクラシー、すなわち二大政党制を基礎とする政党政治に民意が反映されていないことを示している。デモクラシーは現在でも定着しておらず、代議制デモクラシーを十全に機能させることが急務である。

0-2 本稿の問い

以上のような問題背景から、本稿は日本の代議制デモクラシーが機能不全を起こしているその要因を探ることを目的とする。この問題を探るにあたり、以下の問いを検証していく。

「なぜ 90 年代に政治改革が行われたにも関わらず、代議制デモクラシーの機能不全が解消されなかったか」

上述のように、政治改革によって作り出された仕組みは現在の政治と密接に関わっている。政治改革が現代の代議制デモクラシーに対しどのような影響を与えているかを分析する事は、その現代にまで通じる機能不全の要因をあぶり出すのに有意義だからである。

0-3 先行研究の概要

³ 朝日新聞、2012 年 12 月 30 日、朝刊、12-13 面。

⁴ 杉田敦『デモクラシーの論じ方』ちくま文庫、2005 年、36 頁。

続いて簡単にはあるが、先行研究にも触れておく。90年代政治改革には、金のかからないクリーンな選挙を目指す「政治浄化論」と、日本の政治を構造的に改革する事を目指す「政治再編論」の2つの文脈がある。うち代議制デモクラシーとの関係が深いのは後者であり、政治再編において最も重要な役割を果たしたのは、選挙制度改革である。そして選挙制度改革の効果を積極的に評価する立場として、佐々木毅や山口二郎が挙げられる。山口は日本のデモクラシーの深化のために政権交代の必要性和そのための二大政党制を繰り返し説き⁵、選挙制度改革も含めた政治改革の推進役であった。そして09年の政権交代を、選挙制度改革が15年の時間差をもってもたらした政治変動とし、革命家が革命の成就を見届けることになぞらえた⁶。一方、中北浩爾は、選挙制度の効果に否定的な立場を取る。中北は選挙制度改革と政党デモクラシーとの関係に着目し、選挙制度改革は勝者総取りといった競争デモクラシーの定着を促したとした。さらに、その後の政治過程を分析し、競争デモクラシーが政治家優位から有権者優位へと変容したが、最終的に競争デモクラシーは行き詰まったとした。そして、選挙制度改革を含めて改めて政治改革の原点に立ち返り、政党デモクラシーのあり方を考え直す必要性を提唱した⁷。

このうち、筆者は中北の立ち位置に近い。ただし、本稿の目的は競争デモクラシーの限界を説いた中北の議論とは異なり、代議制デモクラシーそのものの機能不全要因を探ることにある。そのため政治過程の分析だけにとどまらず、社会的な背景を理論的に探ることも通じて、論文の意義を示したい。

0-4 代議制デモクラシーが機能した状態について

ここで当面の議論のために、代議制デモクラシーが機能している政治を定義しておきたい。まず、デモクラシーの必要条件はリブセットの政治システム論に依拠する。リブセットはデモクラシーの最小構成要素である個々人が政治システムをどのように評価すれば、デモクラシーが存続できるのかを理論化した。そしてデモクラシーの必要条件として、政治システムの正統性 (legitimacy) と有効性 (effectiveness) を挙げた。すなわち、ある政治システムのメンバーが、その政治システムの制度的な枠組みのあり方 (institutional arrangement) がほかの政治システムの枠組みよりも良いものであるという信念を持っている場合に、その政治システムは正統性をもち、政治システムが国民のニーズに応じて国民を基本的に満足させていれば、その政治システムは有効性をもつという考え方である。この基準において、リブセットは1960年代の日本の政治システムは「有効性」がある一方で「正統性」を欠くとした。リブセットの研究の根底にはアメリカとイギリスのアングロ・アメリカン・モデルのデモクラシーが最良であるという暗黙の前提があるとの批判もある。ただし、政治システムを正統性と有効性によって定義する明快な概念図式は、デモクラシ

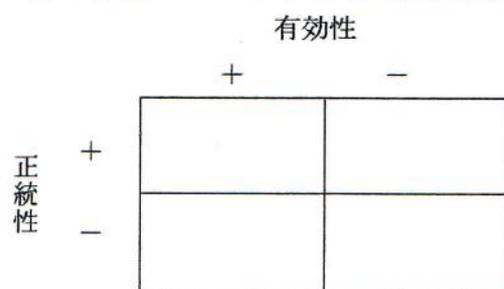
⁵ 山口二郎『政権交代とは何だったのか』岩波書店、2012年、47頁。

⁶ 同上、177、240頁。

⁷ 中北浩爾『現代日本の政党デモクラシー』岩波新書、2012年、209頁。

一に求められる諸状況のあり方を考察する上で今なお有効であると考える。

図3 政治システムにおける正統性と有効性の概念図式



出典：リップセット（内山秀夫訳）『政治の中の人間』東京創元社、1963年、78頁を参考に筆者作成。

リップセットの議論を踏まえた上で、本稿では代議制デモクラシーが機能している政治システムを、「過半数の民意を担保した多数派による政党政治」とする。

まず、「政党は現代政治の生命線である⁸」と言われるように、現代日本政治において政党は極めて重要な存在である。本稿でも議会における政党政治の重要性を認め、政党による代議制の運営を前提とする。その上で「過半数の民意」とは、政治システムが正統性をもつための必要条件である。議会政治において多数決は重要な原理であるが、その際議会の多数派は、有権者の多数の意思（過半数）を体現していなければならない。言い換えるならば、有権者の少数派から委任された多数派では、代議制デモクラシーが機能しているとは言えない。そして代議制において民意を掴む最大の機会は大統領選挙であることから、民意を測る一つの指標としては選挙における相対得票率を参考にする⁹。また「民意を担保する」とは、政治システムが有効性をもつための必要条件である。政党は民意の伝導管としての機能、すなわち様々な社会利害を調整していくつかの政策にまとめる利益集約機能と、各種団体の持っている利益や意見を政治過程に吸い上げる利益表出機能を十分に発揮し、政治を実行していかなければならない。

0:5 仮説の提示

上記のように代議制デモクラシーが機能した状態を定義した上で、問いに対する仮説を2

⁸ シグマンド・ノイマン（渡辺一訳）『政党—比較政治学的研究』みすず書房、1958年、1頁。

⁹ 筆者の理想としては、代議制において「絶対得票率での過半数」を担保した政党政治が望ましい。しかし直近の総選挙における投票率が50%台である現状、このような政治の様態は不可能に近い。したがって、代議制デモクラシーが現実的に運営されていく上での「最大多数の最大幸福」を目指し、相対得票率を採用する。その上での「過半数の民意」というのは、デモクラシーのあり方を考える上で筆者の譲れない一線である。

つ提示する。

- ①「政治改革によって作り出された小選挙区比例代表並立制では、代議制デモクラシーが機能しない。」(制度論)
- ②「選挙で選ばれた政治家・政党が民意を反映するという意識に欠けていた」(アクター論)

これらの仮説を、政治改革の性格と目指した方向性、政治アクターの動き、また社会的な流れという3つの視点から検証を行う。

0-6 本稿の展開

以下、各章ごとの概要を説明する。まず第1章では20世紀における代議制デモクラシーのあり方を踏まえたうえで、政治改革が行われる90年代以前の日本の状況を分析する。次に第2章で90年代の政治改革を分析し、二大政党制を志向した制度設計がかえって代議制デモクラシーの正統性を喪失させてしまったことを指摘する。第3章では政治改革以後、現在に至るまでの政治過程を分析し、政治アクターと政治改革（特に選挙制度）がもたらした結果を明らかにする。第4章ではよりマクロな視点から、社会状況の変化に伴い代議制デモクラシーの機能にも変化が生じていることを、近代社会論を軸に記述する。そして第5章では1~4章を踏まえた結論を出し、その上で今後の方策を提示する。

第1章 政治改革以前の時代

本章では、分析を進めるにあたり 20 世紀における代議制デモクラシーでは何に主眼が置かれていたのかを整理した上で、90 年代政治改革以前の日本において、代議制デモクラシーはどのように機能してきたのかを明らかにする。

1-1 20 世紀の代議制デモクラシー

本項では、20 世紀において代議制デモクラシーの概念がどのように取り扱われ、どこに重きが置かれていたかという歴史的な文脈を明らかにする。

代議制デモクラシーにおける「代表」概念の捉え方には、2 つの系譜がある。前者はダールやシュンペーターが提唱する競争デモクラシー的な立場である。この立場によると、大衆は選挙において職業政治家を選択するだけでよい。そして職業政治家たちが有権者の票を得るべくそれぞれ競争をし、結果選出された政治家には選挙民からの相対的な自律性を認めるとする考え方である。一方後者は、古代アテネの政治やルソーに由来する直接デモクラシー的な立場である。政治家はあくまでも選挙民から委任されて選出されたのであるから、人々の考えや意向を無視することは民主主義の原則に反することとなる。そのため政治家は日々気を配り、有権者との類似性や近接性のある政治を行わねばならないとする考え方である。

これら 2 つの系譜のうち、20 世紀後半の代議制デモクラシーの捉え方は前者の立場が支配的であった。また、マクファーソンは 19 世紀以降に成立した自由民主主義システムを 4 つのモデルに分類し、現代のモデルを均衡的民主主義とした¹⁰。このモデルにおいて、代議制デモクラシーは政治的財の供給間の均衡を維持するシステムとして捉えられ、政治的な市場において政党がいくつかの政治的財のパッケージを供給し、政治的消費者としての有権者はその中から多数決によって一つを選択する。しかし、実際の政治的市場はエリートによって支配されており、市民の政治的参加が少なく不均衡の市場であるとの批判も展開した。マクファーソンは、均衡型的民主主義における政治システムの正統性のなさを問題にしたのである。そしてそれに代わるモデルとして、直接デモクラシー的な参加民主主義を提唱したが、現在にいたるまで依然として、代議制デモクラシーは政治エリートによる競争による均衡的民主主義によって運営されてきた。

1-2 日本の代議制デモクラシー

続いて本節では、戦後日本において代議制デモクラシーがどのように機能してきたのかを明らかにする。まず前節で 20 世紀後半には競争デモクラシー的な代議制のあり方が支配

¹⁰ クロフォード・B・マクファーソン（田口富久治訳）『自由民主主義は生き残れるか』、岩波新書、1978 年、37 頁。

的であったことを述べたが、戦後日本の代議制デモクラシーも、基本的にこの系譜に沿うものであった。ただし日本の場合、競い合ったのは政党同士というより、自民党内の候補者同士であった。その最大の原因は、中選挙区制という当時の衆議院の選挙制度である。政党は中選挙区制の下で総議席の過半数の議席を得ようとする場合、同じ選挙区に複数の候補者を立てなければならない。実際、自民党は各選挙区で平均 2.5 名前後の候補者を立ててきており、同じ党内の候補者同士が熾烈な票の獲得競争を繰り広げた¹¹。そして「党」ではなく「人」の差異によって競われたことの帰結は、党としての政策ではなく、個々の候補者の地元への貢献度による競争であった。ここでの貢献とは、公共事業などを通じた利益誘導のことである。このような構造が長期政権の下で継続するうちに多くの政治家は「御用聞き政治家」になり、大きな方向性を打ち出すことに関心をもたなくなる。有権者からの生の要望を、生のまま「政府」に伝え、自らの影響力を駆使し、それを実現するのが主要な仕事になる¹²。これは政党による一種の利益表出機能といえるが、その一方で政党は有権者から政策課題について負託を受けることがなく、さまざまな利益を統合し、その利害得失を精査し、全体として統一性のある政策を打ち出すと言う利益集約機能を発揮する事はできない¹³。代わりにこの機能は、省庁代表制と言う形で官僚制が補ってきた。すなわち、日本の省庁官僚集団がその自らが所轄する分野の諸集団と日常的に密接な関係を築き、関係する行政部門同士で調整をしながら積み上げ式で政策を形成していったのである。また同時に、そうした諸集団を通じて社会の動向を把握してきた。一方で社会集団の側も、業界などの意見を集約し省庁に伝えることで、利益が政策に反映されるよう努めた。こうして各省庁の裾野が社会に広がり、縦割りの省庁が社会集団の利益をそれぞれ代弁する構図はますます強固となっていった¹⁴。このような、官僚を結節点として社会の多様な利益集団が活発に競争し合うといった様相は、日本型多元主義として 70 年代後半以降積極的に評価される。実際、自民党政治と省庁代表制による利益集約・利益表出機能を経済成長という観点から見た場合、日本は 1955 年～1973 年まで平均年率 10%の成長を果たしているのである。第一次石油ショックが起き、欧米各国が相次いで不況にあえぐ中においても、1975 年～1991 年で見ると平均 4%の成長を遂げた。社会学者のエズラ・ヴォーゲルは 80 年代に日本を指し、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」とまで評価したのである¹⁵。

他方、代議制デモクラシーの正統性はどうかであったか。表 1 は、55 年体制成立以降、すなわち 1958 年以降の衆議院総選挙における中選挙区制の下での自民党の得票率と議席率の変化をまとめたものである。これによると、60 年代前半まで自民党は過半数の得票率で過

11 佐々木毅、清水真人編『ゼミナール現代日本政治』日本経済新聞出版社、2011 年、425 頁。

12 飯尾潤『日本の統治構造—官僚内閣制から議員内閣制へ』中公新書、2007 年、136 頁。

13 同上、135-136 頁。

14 同上、74-75 頁。

15 エズラ・F・ヴォーゲル（広中和歌子・木本彰子訳）『ジャパン・アズ・ナンバーワン』TBS ブリタニカ、1979 年を参照のこと。

半数の議席を得ていた。しかしそれ以降、1967年から1990年の衆議院総選挙まで、自民党は一貫して得票率五割を切るようになる。一方で議席率を見た場合、自民党はその間もほぼ一貫して単独過半数を維持してきた¹⁶。いわば少数派による多数派の形成という現象であり、このことは1967年以降、日本の政治システムに正統性が担保されていないことを表している。それでもこの時代、4章でも触れるが正統性の欠如による不満の表明は、大きな社会問題とはならなかった。自由民主主義体制の下、日本型多元主義が政治システムの有効性を担保していたことが主な理由だろう。また中選挙区制の下で空前の経済成長が続く中、野党が自民党に取って代わるような訴えを起こすことは難しかった¹⁷。

表 1 中選挙区における自民党の得票率と議席率の変化

総選挙実施年	得票率	議席率
1958年	57.8%	61.5%
1960年	57.6%	63.4%
1963年	54.7%	60.6%
1967年	48.8%	57.0%
1969年	47.6%	59.2%
1972年	46.9%	55.2%
1976年	41.8%	48.7%
1979年	44.6%	48.5%
1980年	47.9%	55.6%
1983年	45.8%	48.9%
1986年	49.4%	58.6%
1990年	46.1%	53.7%
1993年	36.6%	43.6%

出典：統計局 HP「衆議院議員総選挙の党派別当選者数及び得票数」より筆者作成。なお、得票率は相対値を取った。

しかし、こうした体制は時代の変化に伴い、80年代後半から限界を迎え始める。その理由は、第一に高度成長の終焉と長期に及ぶ不況である。日本が2度のオイルショックを迎えながらも経済成長を継続できたのは、一つに洪水のような対米輸出があったからである。

¹⁶ 1976年、1979年、1983年の総選挙において自民党は過半数の議席を得ることができなかったが、いずれも追加公認により単独過半数を維持してきた。自民党が過半数を割った状態で次の選挙に臨んだのは、55年体制の崩壊につながった1993年の総選挙が初である。

¹⁷ 最大野党であった日本社会党は1960年代に党の近代化に失敗した。日本社会党は労組依存の体質から脱却できず、自民党が得票率を減らす中でもその受け皿とはなり切れなかった。

しかしそのことにより、60年代よりたびたび生じていた両国間の経済摩擦が、80年代以降いよいよ深刻なものとなる。そのため日本は対米輸出を減じ現地生産へシフトしていくと同時に、大規模小売店舗法の改正など国内市場を開放していった。さらにプラザ合意により、高度経済成長を演出した円安からの是正も進められた。日本はそれまでの輸出志向から国内市場の拡大・成熟化にも目を向けるようになり、方策として取られた金融緩和などによって、80年代を経済の活況に沸きながらバブル経済へと突入していく。しかし、バブル経済の崩壊とその後の「失われた10年」とも呼ばれる長期不況に対し、政府の従来からの方策は一向に功を奏することがなかった。従来の方策では対処できない問題が発生した場合でも、55年体制の申し子である官僚たちのプライオリティは、実態としては「公平性」や「平等」、手続き的には「継続性」や「整合性」であり、効率性や合目的性、コストなどを意識した政策の転換が難しかった¹⁸。省庁代表制によるボトムアップ型の政治、あるいはそれを許していた自民党的な統治手法は、大きく行き詰ったのである。

第二に、国際情勢の変化が挙げられる。戦後の世界政治を規定していたものは資本主義と社会主義・共産主義の対立であり、米ソの権力闘争であり、いかに自陣営を拡大していくかのパワー・ゲームであった。このうち日本はアメリカなど西欧諸国を中心とする資本主義陣営側に基軸を置いた。外交・安保などをめぐり、よりアメリカと歩調を合わせるのか、中立性を求め中ソとも良好な関係を築くのかで衝突も生まれたが、あくまでも西側陣営の枠内を前提とした中での小競り合いであった。そしてこの冷戦という大きな争いの構図によって、逆説的に日本は平和の恩恵を蒙ることができた。国民の関心は国内の経済発展と生活の向上へと移っていき、外政への関心は60年安保を最高潮として急速にしぼんでいった。しかし、89年のマルタ会談によって44年間続いた冷戦は終結した。その翌年の90年には、東西ドイツが統一された。さらにその翌年の91年にはソ連が解体し、資本主義対社会主義・共産主義の対立構図が完全に崩れ去った。また、中東ではイラクがクウェートに侵攻し、湾岸戦争が勃発した。それまで冷戦構造によって抑えられていた紛争・テロが、その終結によって拡散するようになった。これらの事態は、冷戦という国際環境に「心理的」基盤を置いていた日本の政党政治に動揺を与え、政治家にもはやこれまでの政党政治の構図は存続できないと言う実感をもたらしたのである¹⁹。

つまるところ、80年代を境に、戦後の日本の仕組みは冷戦という巨大シェルター、官僚制という行政シェルターの、2つのシェルターによって保護され、右肩上がりの経済成長という「結果オーライ主義」のなかでまどろんできた²⁰という認識が国内で広がった。そうした実感を促進する役割を果たしたのが相次ぐ政治の不祥事であり、特に強烈な媒介項となったのがリクルート事件である。リクルート事件とは、リクルート社の江副浩正会長が子会社のリクルート・コスモス社の未公開株を政界・マスコミ・官界などに広く譲渡し、株

¹⁸ 佐々木毅、清水真人編、前掲書、340頁。

¹⁹ 佐々木毅編『政治改革1800日の真実』講談社、1999年 7頁。

²⁰ 同上、11頁。

が公開した時の値上がりで譲渡された側に元値の数倍の利益が入ったことが、贈収賄に当たるとされた事件である。後に数名の政治家や官僚が起訴されて有罪判決を受け、当時の竹下内閣もこの事件に関係する形で退陣を余儀なくされる。これ以後も、92年には阿部文男衆議院議員が関係した共和汚職事件、金丸信衆議院議員が関係した東京佐川急便事件が続き、従来から続く政治不信だけでなく、「まず、政治から変えよう」といった政治改革を求める声が高まっていった。

1-3 まとめ

この章での議論をまとめよう。まず20世紀における代議制デモクラシーのモデルは、シュンペーターやダール、マクファーソンの理論化したモデルにその基礎を置いてきた。選挙という場において政党・政治家が互いに競争することで、代議制デモクラシーが発揮されるという考えである。これを前提とした上で、90年代以前の日本は55年体制といわれる政権交代なき自民党の一党優位体制が長らく続いた。中選挙区制において、1967年の衆議院総選挙以降、自民党は得票率で過半数を取れないまま政権の座に座り続け、序章で述べた代議制デモクラシーが機能した状態のうち、政治システムの正統性を欠くようになる。また、中選挙区制での自民党政治で困難であった社会の利益集約機能は、省庁代表制に象徴される日本型多元主義により代替された。生活の向上といった民意は一定以上担保され、政治システムは曲がりなりにも有効性をもっていたといえる。

しかし、このように正統性を欠きつつも有効性を発揮することで機能していた代議制デモクラシーは、高度成長の終焉や国際情勢の変化を経験し、徐々に時代に適応できなくなっていく。ポスト冷戦・ポスト官僚制の時代に対応できないことは、官僚主導による政治システムが最早有効性を発揮しないことを示した。そこへ「政治とカネ」を巡る相次ぐ不祥事が重なり、従来より欠いていた政治システムの正統性も問題となった。民意の反映と民意の担保を欠く中で高まった政治不信は、大きなうねりとなって90年代の政治改革、ひいては代議制デモクラシーモデルの刷新へと繋がっていったのである。

第2章 政治改革における選挙制度改革の分析

本章では、90年代に進められた選挙制度改革過程を分析する。選挙制度は代議制デモクラシーのあり方を大きく規定する。進められた改革の流れが、代議制デモクラシーの活性化とは異なる意図で導かれたことを指摘する。

2-1 小選挙区比例代表並立制は民意を反映しうるのか

日本では一連の政治改革関連法案（1994年成立）により、1996年の衆議院総選挙から小選挙区比例代表並立制が導入された。この制度では、衆議院定数480のうち300議席は小選挙区から選出され、残りの180議席は比例代表で選出される²¹。定数の62.5%が小選挙区より選出されることから、小選挙区制を主軸とした制度ということができよう。それまで日本で用いられてきた中選挙区制との大きな違いは、選挙区の定数である。すべての選挙区の定数が1である1人区制度を「小選挙区制(single-member district system)」と呼び、1つの選挙区から複数の議員が選出される制度を「大選挙区制(multi-member district system)」と呼ぶが、日本の中選挙区制は1選挙区の定数が複数という点において、大選挙区制に含まれる²²。

では、この小選挙区制の特徴とはどのようなものだろうか。メリットについては制度導入に関わることであり後に触れるとして、ここではそのデメリットを確認する。小選挙区制の持つ主な弊害は、第一に得票率と議席率との乖離が大きく民意が反映されないこと（莫大な死票）、第二に区割りにおいて恣意性が介在すること（ゲリマンダー）、第三に死票の多さに起因する投票インセンティブが低下することの3点にまとめることができる²³。特に莫大な死票が生まれることは、小選挙区制が二大政党制をもたらすという「デュベルジェの法則」のメカニズムに大きく関わっている。この学説はフランスの政治学者デュベルジェが提唱したものであり、二つの要因から論じられる。一つは「機械的要因」である。小選挙区制はその死票の多さが示す通り、最大の得票率を得た第一党が過大に評価される一方で第三党以下は過小に評価され、ほとんど議席を獲得できない²⁴。さらに候補者は当選可能性の高い大政党からの出馬を望むため、小政党同士の合併や大政党への合流の促進、小政党の選挙区からの撤退が進む。またもう一つは、「心理的要因」である。有権者は、自分の一票を死票にすることを嫌い、当選可能性のある候補者に投票しようとする。そのため

²¹ なお、1996年の第41回衆議院選挙まで衆議院定数は500であった。2000年6月の第42回衆議院選以降は比例代表の定員が20削減され、現在まで総数480となっている。

²² 日本であえて「中選挙区制」の名称が取られた理由は、大選挙区制の各選挙区の定数が10~20であったのに対し、日本の衆議院の選挙区では定数2~6と少数であったためである。

²³ 吉田徹『二大政党制批判論—もう一つのデモクラシーへ』光文社新書、2009年、99頁。

²⁴ その他、全国的に広く薄く票を取るような政党も、議席の獲得が困難となる。単純小選挙区制を採用するイギリスでも、選挙において総得票率では上回りながらも、議席数では敗北し与党になれないといった現象がしばしば起こっている。

仮に支持する政党の候補者がいたとしても、それが第三党からの出馬だった場合の投票インセンティブは低く、有権者は第一党と第二党のいずれかに投票する傾向が強い。これらの要因から、小選挙区制の下では第三党以下が淘汰され、二大政党制が成立するとされる²⁵。実際に二大政党制へ向かったかの分析は次章で行うとして、本節では小選挙区が、第一党を過大代表することに着目し、小選挙区比例代表並立制は果たして代議制デモクラシーを機能させるのかを分析する。

表 1 与党における総選挙の得票率と議席率の変化

		得票率	議席率	比例度
1996年 (第41回)	小選挙区	42.11%	58.3%	1.38
	比例代表	40.19%	40.5%	1.01
2000年 (第42回)	小選挙区	45.02%	63.7%	1.41
	比例代表	41.70%	44.4%	1.06
2003年 (第43回)	小選挙区	46.67%	60.3%	1.29
	比例代表	49.73%	52.2%	1.05
2005年 (第44回)	小選挙区	49.22%	75.7%	1.54
	比例代表	51.43%	55.6%	1.08
2009年 (第45回)	小選挙区	50.42%	75.7%	1.50
	比例代表	49.16%	50.5%	1.03
2012年 (第46回)	小選挙区	44.4%	82%	1.87
	比例代表	39.4%	43.8%	1.11

出典：総務省 HP、選挙関連資料より筆者作成。得票率は相対値。

上の表では、小選挙区比例代表並立制の下での総選挙における与党の得票率と議席率および、その比例度（議席率÷得票率）をまとめた。与党である以上、第一党だけではなく連立を組んだ政党も計算に含めている。まず比例度を確認すると、小選挙区は 1.29～1.87、比例代表は 1.01～1.11 の幅がある。与党は小選挙区制の下で、得票率より最低でも約 3 割増しの議席を得ていることが分かる。特に 05 年からは五割を超え、直近の 12 年総選挙では、実に九割近くの議席ボーナスを得ている。一方の比例代表制では得票率と議席率の差がほぼ一割以内に収まり、民意をかなり正確に反映している。また、選挙制度の効果により、得票率が 50%未満であるにも関わらず、議席において過半数を占めた政党群を「作られた多数派」というが²⁶、新選挙制度に移行してからも「作られた多数派」による政治が続

²⁵ モーリス・デュベルジェ（岡野加穂留訳）『政党社会学』潮出版社、1970 年を参照されたし。

²⁶ 石川真澄『選挙制度—ほんとうはどう改革すべきか』岩波ブックレット NO192、1990

いていることが分かる。唯一、09年の総選挙では民主・社民・国民新の連立与党が小選挙区制の得票率50%を上回った。しかし、次章で見るように社民党は途中で連立離脱をする。社民党を除いた場合の連立与党の得票率は48.78%と50%を下回り、社民党が連立を離脱して以降は「作られた多数派」といって差し支えない。そして作られた多数派は、上記の代議制デモクラシーが機能する状態のうち「過半数の民意」を有しないことから、代議制デモクラシーの制度面において正統性を担保しえない。現行の選挙制度において有権者の過半数の意思を反映することは非常に困難といえる。

2-2 選挙制度改革の過程と方向性

2-2-1 選挙制度改革の立案および立法過程

では、代議制デモクラシーの発揮には不十分な制度が、なぜ政治改革において導入されたのだろうか。90年代政治改革を分析するには当時の世界情勢や与野党もしくは与党内の権力闘争など様々な観点が存在するが、以下では川人の議論を参考に、選挙制度改革の立案及び立法過程の分析を通じてその要因を探っていく²⁷。

まず、政治改革が初めて法案の形をとって国会に提出されたのは1991年の第121回国会（臨時会）であり、この時の法案が形作られる過程から検証する。法案の原型は、第八次選挙制度審議会の答申であった。第八次選挙制度審議会とは宇野宗佑首相の諮問により1989年に発足した組織であり、国会議員は除外され民間人が主体となった審議会である。審議会は90年4月と7月の二度、答申を海部俊樹首相に提出した。この答申を受け、与党の自民党では政治改革本部が中心となって「政治改革基本要綱」をとりまとめ、さらに1991年5月末に「政治改革関連法案要綱骨子」が党議決定された。それを受けて政府は、「選挙制度及び政治資金制度の改革の方針」をとりまとめた。この改革方針の内容は審議会の答申より小選挙区制の比率が高いなど差異は見られるものの、小選挙区制を中心とした小選挙区比例代表並立制という意味で答申の意向に沿う内容であった。かくして海部内閣はこの方針をもとに第121回国会に政治改革法案を提出した。しかし、社会党・公明党・民社党・共産党・進民連の野党が全て反対しただけでなく、与党自民党内からも反対の声が強く、数回の審議を経ただけで審議未了廃案となってしまった。

続いて政治改革に関する法案が議論されたのは、1993年の第126回国会である。この国会で、野党側は共産党を除き選挙制度改革に向け肯定的な態度に転じた一方、自民党側は宮沢喜一内閣のもとリクルート事件の汚染議員達が次々と要職に返り咲き、政治改革へ取り組む意欲を後退させていた。その中で与党側は92年末に自民党総務会で単純小選挙区制を骨子とする「政治改革の基本方針」を取りまとめた。一方、野党側は社会党が「抜本的

年。19頁。

²⁷ 川人貞史「政治改革の論点—選挙制度」佐々木毅編『政治改革1800日の真実』講談社、1999年。

な政治改革のための緊急提言」を取りまとめ、小選挙区比例代表併用制²⁸の導入が検討されていた。両案の内容の隔たりは大きく、与野党間で何らかの合意に至る可能性はなかった。さらにこの間の93年4月、政治改革臨調は小選挙区比例代表連用制²⁹を提案した。以降、野党側では政治改革臨調の提案を軸に調整を図り、社会、公明、民社、社民連、民政連、日本新党の6党が連用性を軸に選挙制度改革の合意を図るべきだという点で一致した。そして社会党・公明党・民社党の3党が定数配分を小選挙区275、比例代表225と比例代表制の割合を高める形で修正し、衆院政治改革特別理事会で田辺委員長あてに申し入れを行った。しかしながら与野党間協議は進展せず、国会の会期延長もなされなかったために与野党の政治改革法案成立は絶望的となった。野党は即座に宮沢内閣不信任案を提出し、これに自民党の小沢一羽田派が加わったことで法案は可決。総選挙を経て自民党は過半数の議席を獲得できず、1955年より続く与党の座を明け渡すこととなった。

次の政治改革関連法案の論議は、総選挙の後に特別国会を経て第129回国会から行われた。総選挙の結果キャスティング・ボードを握った日本新党と新党さきがけは、『政治改革政権』の提唱」と題した基本政策を發表し、政治改革の達成を党議決定した政党による改革連合の結成をアピールした。そしてその新しい選挙制度とは、小選挙区制250、比例代表制250による小選挙区比例代表並立制を基本とするものであった。これにより共産党を除く全ての政党が党議決定を行い連立政権への意欲を示したが、参議院の民政連を加えた非自民7党1会派の党首が連立政権に関する合意事項に署名して、細川政権が発足した。政府側は8月に連立与党内の主張を取りまとめ、政治改革関連法案を提出した。選挙制度は連立の合意事項の通り小選挙区比例代表並立制を基本とし、小選挙区制と比例代表制の議席配分が対等となるものであった。一方野党に転落した自民党は、政府案への対案として政治改革関連5法を提出した。自民党案も小選挙区比例代表並立制を採用していたが、小選挙区の割合が高い、小選挙区制中心の選挙制度という点で政府案と異なっていた。これら政治改革法案の審議は、10月半ばより衆議院において約1カ月かけて行われたが、連立与党と野党自民党の意見の差は縮まらなかった。そこで、連立与党は自民党との妥協のために法案の修正協議や細川首相と河野自民党総裁のトップ会談等を重ねた上で、修正案を提出した。この修正案は小選挙区の割合を自民党案へ近づける内容であったが、自民党がこの段階で政府案に賛成に回れるほど大きな譲歩が成されたわけではなかった。修正政府案は衆議院本会議で連立与党の賛成多数により可決され、参議院に送付された。しかし、

²⁸ 中北(2012)によると、併用制とは基本的に比例代表制である。有権者は2票持ち、政党と候補者に1票ずつ投じるが、比例代表の得票数に応じて各政党に議席が配分される。その際小選挙区の当選者に優先して議席を割り当て、残り議席を候補者名簿から順次決める。そのため小選挙区当選者が多い党には比例代表での配分を超える超過議席が生じる場合もある。

²⁹ 連用性とは、並立制と併用制の中間的な性格を持つ。形式的には並列性と類似しているが、比例代表の議席をドント式で配分する際に書選挙区獲得議席プラス1から始めるため、小選挙区の獲得議席が少ない政党が優先的に比例代表の議席を得る。そのため連用制は超過議席のない併用制とも捉える事が出来る。

参議院では自民党の引き延ばし戦術により審議入りが遅れた上、本会議での採決において社会党から大量の造反者が出て法案は否決された。衆議院は両院協議会を求め、土井たか子衆院議長の提案をきっかけとして細川首相と河野総裁のトップ会談の場が設けられた末に合意が成立した。その内容は第八次選挙制度審議会の答申に近く、連立政権が自民党に大きく譲歩したものとなった。このようにして生まれた合意内容は、94年3月の第129回国会において具体化され、政治改革関連4法改正法案として可決成立した。

以上のような政治改革過程のうち、選挙制度の枠組みの変遷に絞ってまとめると、表3のようになる。

表3 選挙制度改革の各案

事項	方式	定数配分
審議会答申	小選挙区比例代表並立制	小選挙区 301 比例代表 200
海部内閣案 (121)	小選挙区比例代表並立制	小選挙区 300 比例代表 171
宮沢内閣案 (126)	単純小選挙区制	小選挙区 500
社公案 (126)	小選挙区比例代表併用制	総定数 500(小選挙区 200)
民間政治臨調案 (126)	小選挙区比例代表連用制	小選挙 300 比例代表 200
連立政府案 (128)	小選挙区比例代表並立制	小選挙区 250 比例代表 250
自民党案 (128)	小選挙区比例代表並立制	小選挙区 300 比例代表 171
修正政府案 (128)	小選挙区比例代表並立制	小選挙区 274 比例代表 226
最終妥協案 (129)	小選挙区比例代表並立制	小選挙区 300 比例代表 200

* 事項の括弧内の数字は、案が提出された国会召集回を指す。

表3より、現在(2013年2月)まで継続している選挙制度の導入において決定的な契機となったのは、第八次選挙制度審議会の答申であることが分かる。審議会答申は総定数を500人程度とし、六割を小選挙区で、四割を比例代表で別々に選出する並立制とした。この小選挙区制を選挙制度の中心に据えるという審議会の改革案は、その後の選挙制度のあり方を巡る議論において一つの基準的な役割を果たしたといえる。

2-2-2 : 第八次選挙制度審議会答申の分析

では、第八次選挙制度審議会の答申は、どのような意図をもって中選挙区制に代わる選挙制度の導入を目指したのだろうか。この項では審議会の答申内容を分析し、答申に込められた審議会の狙いを明らかにする。そこでまず、少々長くなるが佐々木毅編『政治改革1800日の真実』より答申の基本的な考え方を引用する。

基本的考え方

今日求められている選挙制度改革の具体的な内容としては、政策本位、政党本位の

選挙とすること、政権交代の可能性を高め、かつ、それが円滑に行われるようにすること、責任ある政治が行われるために政権が安定すること、政権が選挙の結果に端的に示される国民の意思によって直接に選択されるようにすること、多様な民意を選挙において国政に適正に反映させることなどが必要である。本審議会は、このような選挙制度の改革を目指して、現行の中選挙区に代わる選挙制度として、小選挙区制、比例代表制、比例代表制及び小選挙区制と比例代表制を組み合わせる方式について検討を行った。

小選挙区制には、政権の選択についての国民の意思が明確なかたちで示される、政権交代の可能性が高い、政権が安定するのなどの特性があるが、その反面、少数意見が反映されにくいという問題がある。

一方、比例代表制には、多様な民意をそのまま選挙に反映し、少数勢力も議席を確保するという特性があるが、その反面、小党分立となり連立政権となる可能性が高いため、政権が不安定になりやすいなどの問題がある。

現在のわが国内外の情勢の中で、時代の変化に即応する政治が行われるためには、民意の正確な反映と同時に、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化が必要である。また、活力ある健全な議会制民主政治のためには、政権交代により政治に緊張感が保たれることが必要である。このような要請を満たすうえで、小選挙区制と比例代表制とを比較するとき、小選挙区制がこれらの要請によりよく適合するものと認められる。

しかしながら、小選挙区制、比例代表制それぞれのみでは、先に述べたような問題もあるので、小選挙区制と比例代表制を組み合わせる方式によることが適当であると考えられる。

組み合わせ方式としては、いわゆる並立制と併用制があるが、並立制は、政権の選択についての民意を明確なかたちで示し、政権交代による緊張をもたらすという小選挙区に、少数勢力も議席を確保するという比例代表制の特性を加味しようとするものである。

併用制は、多様な民意をそのまま反映し、少数勢力も議席を確保するという比例代表制の特性を重視するものである。しかしながら、これを重視するがゆえに、併用制には、小党分立となり連立政権となる可能性が高い、また連立政権となる場合には政権を担当する政党が国民によって直接選択されるのではなく、政党間の交渉によって決定されてしまうという問題があることに加え、議席の配分の方式から生ずる結果として議員の総定数を超える、いわゆる超過議席を生ずる場合もあるという問題がある。

本審議会としては、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化及び政権交代の可能性を重視すべきであること、少数意見の国政への反映にも配慮する必要があること、制度としてできるだけわかりやすいものが望ましいことなどを考慮し

て、小選挙区比例代表並立制をとることが適当であると考え。

以上の内容を要約すると、①求められる選挙制度の要件を整理⇒②小選挙区制の分析⇒③比例代表制の分析⇒④小選挙区制の重視⇒⑤両案の組み合わせ方式の分析（並立制と併用制）⇒⑥並立制の重視 といった論理構成となる。

ここから読み取れるのは、第一に、審議会答申は比例代表的傾向が高くなる制度を避けようとしたことである。小選挙区制と比例代表制のどちらかを選ぶにあたって示される基準では、「民意の正確な繁栄と同時に、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化が必要である」という表現を用い、比例代表制の特徴である「民意の正確な反映」はその他の基準以下の価値として取り扱われる。また並立制と併用制の比較では、併用制に「小党分立となり連立政権となる可能性が高い、また連立政権となる場合には政権を担当する政党が国民によって直接選択されるのではなく、政党間の交渉によって決定されてしまう」という評価を下し、「比例代表制→多党分立→連立政権」の道筋を明確に否定している。

第二に、答申が小選挙区制を重視する理由である。答申は小選挙区の長所に「政権の選択についての国民の意思が明確なたちで示される」こと、「政権交代の可能性が高い」こと、「政権が安定すること」の三点を挙げている。本章第1節でみたように、小選挙区制には二大政党制を導く効果があるといわれる。「小選挙区制→二大政党制→単独過半数政権」という道筋を描いていることがうかがえる。しかし、上述したように小選挙区では「作られた多数派」が政権を担うことがあり、「政権の選択についての国民の意思が明確なたちで示される」と言えるのか、疑問が生ずる。また小選挙区制のもとの二大政党制によるのみ「政権が安定する」という考え方は「二党制の神話」と呼ばれ、連立政権が必然的に不安定になるとは限らないことがドッドにより実証されている³⁰。小選挙区が優れた点として挙げられた三点のうち、唯一説得力を持つのは「政権交代の可能性が高い」という点のみであろう。

これらを総合すると、審議会答申には制度設計の段階で既に「二大政党制による政権交代可能な制度」という青写真が描かれており、そのために小選挙区制を制度の柱とすることが最優先事項として取り扱われたと言える。石川はこの審議会答申を指し、「民意の反映」ではなく「統治の都合」が優先するものだった批判としている³¹。

2-3:仮説①の検証

さて、ここで仮説①「政治改革によって作り出された小選挙区比例代表並立制では、代議制デモクラシーが機能しえない」を検証したい。代議制デモクラシーが機能した状態に

³⁰ 詳しくはローレンス・C・ドッド（岡沢憲英訳）『連合政権考証』、政治広報センター、1977年を参照。

³¹ 石川、前掲書、55頁。

においては「過半数の民意を担保した多数派による政党政治」が行われなければならないが、第 1 節で示した通り、小選挙区比例代表並立制での総選挙においては恒常的に「作られた多数派」が生み出され、政権を担った。これにより、現制度下での代議制デモクラシーは、デモクラシーの必要条件である政治システムの正統性を欠いている。また、このような代議制デモクラシーを機能させるにおいて不十分と言わざるを得ない制度が導入された理由は、第 2 節でみてきたように、二大政党制による政権交代可能な制度設計が「過半数の民意」より優先されたためであった。準比例代表制とも形容される中選挙区制を中心とした選挙制度からイギリスをモデルとする多数決型（ウェストミンスター型）の選挙制度へ近づけたことは、民意の反映という観点から正統性のさらなる低下を意味し、政治不信を招いた要因の一つとなった。

では政治改革以降、現選挙制度において、果たして「民意の担保」は可能だったのだろうか。次章では、検証不足となったこの点について、小選挙区比例代表制での選挙が初めて実施された 96 年～現在までの政治過程を通じて分析を行っていく。

第3章 新選挙制度下の政治過程分析

本章では、政治改革以後の政治過程を分析する。その上で日本政治に生じた変化をまとめ、仮説の検証を行う。

3-1 政治改革以後の政治史

本節では、政治改革以後、1994年の細川政権から2012年の野田政権に至るまでの政治過程を振り返る。

3-1-1 新制度での選挙に向けた合従連衡（1994年～1996年）

本項では、政治改革関連4法の可決から新選挙制度による総選挙実施までの政治史を確認する。政治改革を成し遂げた細川首相は、その後「国民福祉税」を巡る閣内不一致や自身の政治資金スキャンダルなどが重なり、政権発足からわずか8カ月で辞任する。そもそも保守系政党から社会党まで含む政党群の錦の御旗となったのは、「非自民による連立政権」と「政治改革の実現」だった。その双方が実現された以上、連立政権として一体性を保つのは困難であった。そのため連立各党は羽田を後継首相に指名するが、この過程で新党さきがけは連立を離脱して閣外協力に転じる。さらにこの直後、新生党、日本新党、民社党が社会党を除いて院内の統一会派「改新」を結成したため、社会党はこれに反発する形で連立を離脱する。羽田内閣は発足直後より少数与党政権へと転落し、わずか2カ月で総辞職に追い込まれることとなった。

続いての首相指名選挙では、自民党が社会党・新党さきがけと共に社会党委員長の村山富一を担ぎ上げ、自民党から海部俊樹元首相を引き抜いてそれに投票する旧連立与党を破り、94年6月に自社さ連立政権が誕生する。キャスティング・ボードを握った長年のライバル社会党に首相の座を与えてでも政権復帰を目論むという、自民党の執念が実った形となった³²。社会党はこれまで自衛隊と日米安保を否定する立場をとっていたが、首相となった村山委員長は自衛隊の合憲を認め、日米安保を堅持するなど、党の基本方針を大きく転換させた。こうした社会党の現実化と自民党の協力的な姿勢により、村山政権は危惧されていたよりは安定した政権となった。この他党との密な連携の過程で、自民党内ではそれまでの族議員に代わり、与党三党間協議を担う山崎拓政調会長や加藤紘一幹事長らの影響力が高まっていったことにも触れておく。

他方で野党の側には来るべき小選挙区制での選挙に向け、大同団結の機運が醸成されていた。新生党・日本新党・公明党の一部議員など旧連立与党は、自民党に対抗するべく勢力の結集を目指し、94年12月に新しく新進党を結成した。代表には海部俊樹、幹事長に小沢一郎が就任した。新進党は結党時において衆議院178、参議院36、合計で214の勢力であり、自民党の両院議員295人に次ぐ大政党であった。この自民・新進の二大政党体制の様相が観測され始める中、95年7月に参議院総選挙が行われた。この結果、自民党は46

³² 石川真澄、山口二郎『戦後政治史』岩波新書、2010年、184頁。

議席を獲得し第一党を維持する一方、新進党も善戦し 40 議席を獲得した。さらに比例代表では 30%を超える得票率を獲得し、自民党を抑え第一党となった。自民党と連立を組む社会党とさきがけは大きく議席を減らし、二大勢力の間に埋没するという懸念が両党の間で急速に広まった³³。ここから次の総選挙に向け、さきがけの鳩山由紀夫や社会党の一部の議員を中心に、小選挙区制を勝ち抜ける第三極の結成に向けた動きが模索されていくことになる。

自社さ連立政権は参議院の過半数を維持するものの、村山首相は徐々に政権維持への意欲を失っていき、96年1月に退陣を表明する。代わって首相の座に就いたのが、前年河野洋平に代わって自民党総裁に就任していた橋本龍太郎である。派閥の領袖でない橋本が総裁となった背景には、参議院選挙における新進党の躍進に対する危機感があった。自民党は小選挙区を中心とする新制度での衆議院総選挙に向けて、国民に人気の高い「選挙の顔」を欲していた³⁴。

以上の要点をまとめると、第一に自社連立という、これまでの日本政治の常識では考えられない事態が起こったこと、第二に96年の総選挙に向けた大同団結の機運から新進党という巨大野党が生まれたこと、第三に自民・新進への埋没の危機から第三極を模索する動きが進んだこと、第四に自民党内の秩序に変化の兆しが見えたことになるだろう。

3-1-2 民主党の登場と自民党の危機（1996年～2001年）

本項では、新制度下での総選挙から森首相の退陣までを振り返る。橋本首相は96年9月に衆議院を解散するが、その直後、前述のように第三極での生き残りを模索する動きの中から民主党が結成された。民主党は衆議院 52 名、参議院 5 名の合計 57 名の勢力であった。その結成に際し、新党さきがけの代表幹事であった鳩山由紀夫がイニシアティブを発揮し政党まるごとではなく政治家個人の決断を通しての結集をよびかけた結果、新党さきがけと社民党³⁵は分裂することとなった。そして資金力のある鳩山由紀夫と薬害エイズ問題で厚生大臣として活躍した管直人を共同代表とし、「市民が主役」というリベラル色の強いスローガンを打ち出して旧来の自民党や労組依存の社会党との違いを演出した。また結党にあたり発表された「基本理念」において、何年かに一度の選挙での投票は市民の政治参加の一部を構成するにすぎないとし、党は「行動する市民に知的・政策的イニシアティブを提供し、合意の形成と立法を助け、行動の先頭に立つような市民の日常的生活用具の一つ」と位置付けられた³⁶。これは政党自らが代議制デモクラシーの限界を説き、市民に政治への参加を促す直接デモクラシー的な理念を掲げた事例として画期的であった。

そして96年10月、小選挙区比例代表並立制の下で初めての総選挙が実施された。新進

³³ 佐々木毅、清水真人編、前掲書、274頁。

³⁴ 中北、前掲書、71頁。

³⁵ 96年1月より、日本社会党は社会民主党へと党名を変更した。

³⁶ 中北、前掲書、80頁。

党が中央省庁の整理・統合や首相官邸の機能強化などを公約したことに対抗し、橋本率いる自民党は中央省庁の半減、首相官邸のリーダーシップの強化などを前面に押し出した。自民党は新進党の看板政策である行政改革を自らも掲げ、ライバルのお株を奪う形で総選挙を勝利しようとしたのである³⁷。結果、自民党は単独過半数には及ばないものの239議席を獲得し、第一党の座を維持した。新進党は比例代表で28%を獲得したものの小選挙区で伸びず、現有議席を下回る156議席に留まった。民主党は現状維持の52議席と振るわなかった。また300議席を分け合う小選挙区においては自民党が169議席、新進党が96議席、民主党が17議席となったが、新制度の選挙においても自民党の個人後援会組織が依然として健在であり、肝心なところで新進党の候補に競り勝つ底力を随所で見せた³⁸。一方自民党の勝利とは裏腹に、社民党と新党さきがけは総選挙前に分裂し、議席も大きく減らした。両党は閣外協力に転じるものの、参議院過半数が必要な自民党との政策協議を継続し、自社さ連立枠組みは維持された。最終的には、社さ両党は参議院選挙を目前に控えた98年5月に連立を離脱することになる。

またこの選挙結果を受けて、二大政党制の確立と政権交代を追求した新進党は急速にその求心力を失っていった。党の内部では旧党派間の対立が高まり、羽田孜が太陽党を、細川護熙がフロム・ファイブを結成するなど離党者が相次いだ。最終的には97年末12月の党首選で「解党的出直し」を訴えた小沢一郎が再選された直後、新進党は解党され、小沢一郎の自由党を含む6つの党に分裂してしまう。結党後わずか3年での幕切れである。

民主党はこのバラバラになった旧新進党勢力のうち、自由党と公明党を除く勢力との提携に乗り出し、98年1月には統一会派「民主友愛太陽国民連合」（民友連）が結成される。そして同年4月にはほかの勢力を吸収する形で新・民主党が誕生する。衆議院議員93名、参議院議員38名で計131名と、その規模はそれまでの第三極から自民党に次ぐ第二の勢力となり、代表には引き続き菅直人が就いた。しかし、野党側の事情として、98年夏の参議院選挙を前に無理にでも勢力を結集させなければならないということがあり、新・民主党は結成の際に政策や理念における共通認識を生み出すことができなかった。そのため、党として極めて寄り合い所帯の性格が強い組織構造となった。参加デモクラシーを目指した基本理念も、「政権交代可能な政治勢力の結集をその中心となって進め、国民に政権選択を求めることにより、この理念を実現する政府を樹立します」として代議制デモクラシーのプロセスに一元的な価値を置くように変更された³⁹。

他方、橋本率いる自民党は、新進党からの「1本釣り」により単独過半数を回復していた。また新進党の内部崩壊など野党の混乱もあって、安定した政権基盤の下で持論であった行政改革を中心に6大改革を押し進める。具体的には1府22省庁から1府12省庁への省庁再編や内閣機能の強化が図られ、98年6月に中央省庁等改革基本法案が可決成立、2001年

³⁷ 竹中治堅『首相支配—日本政治の変貌』中公新書、2006年、40頁。

³⁸ 佐々木・清水編、前掲書、275頁。

³⁹ 中北、前掲書、83頁。

より施行されることとなる。

しかし 98 年 7 月の参議院選挙において、自民党は改選議席より 15 少ない 44 議席しか獲得できず、非改選と合わせ 103 議席と過半数を大きく割り込んだ。特に比例代表の得票率は 25%と過去最低を記録した。北海道拓殖銀行や山一証券の破綻といった金融危機への経済対策が遅れたことに加え、恒久減税について橋本首相の発言が二転三転したことが要因といわれる。また、この選挙から投票時間の延長や不在者投票制度の改善など投票環境が整備されたことで、都市部の若い有権者を中心に新たな有権者層が生み出され、それらの層が軒並み野党・民主党と共産党に投票したことも一因と分析されている⁴⁰。反対に、民主党は上述のような層の受け皿となることで 27 議席を獲得し、9 議席増やすことに成功した。この結果を受け、自民党の改革路線は一旦頓挫することとなり、橋本首相も退陣を余儀なくされる。

後継の総理総裁には、橋本派から小淵恵三が選出された。しかし参議院過半数を失っていた小淵政権は、政権スタート直後から政策・国会運営の両面において困難に直面した。政策面においては金融機関の経営危機問題への対応が中心となり、民主党、自由党など野党に大幅に譲歩することで当面の対応を乗り切った。一方、国会運営の面においては脆弱な基盤克服のため、野党の一部との連立を模索し、小沢一郎率いる自由党と、公明党との連立に乗り出した。そして 99 年 1 月には行政改革や衆議院総選挙における比例代表制の定数削減などで合意が生まれ、自由党との自自連立政権が誕生する。さらに同年 10 月には、地域振興券に代表される利益再分配政策を受け入れることで、公明党との連立にも合意し、自自公連立政権に発展する。これにより小淵連立政権は参議院でも過半数を確保し、盤石の体制となる。しかし、自自公政権成立以後、小沢一郎は小淵首相に対し政党再編を進めるよう要求をエスカレートさせる。最終的には自民党と自由党の合併が要求されるが、小淵首相がこの要求を退けたため、自由党は 2000 年 4 月に連立離脱を表明する。これを契機に自由党から半数を超える議員が連立維持を求めて離脱し、保守党を結成して自公保連立体制となる。

小沢一郎との自自合併を巡る会談が行われた翌日、小淵首相は脳梗塞に倒れる。そこで自民党の幹部 5 人により後に「密談」と批判される会合が行われ、当時幹事長であった森喜朗が後継首相に指名された。現職首相の急病ということで他の自民党政治家もこれに納得し、同月 5 日には小淵内閣が総辞職して森政権がスタートした。森首相はその翌月の 2000 年 6 月に衆議院を解散し、新制度の下で 2 回目の衆議院総選挙を迎える。序盤は自民党が優勢という情勢であったが、不透明な選出過程や数々の失言による首相自身の不人気が悪化し、結果として自民党は解散前の 271 から 233 と議席を減らし、過半数を割り込んだ。公明党も 42 から 32 議席へ、保守党も 18 から 7 議席へと、ほかの連立与党も勢力を減らした。対して野党第一党である民主党は、前年の代表選で混乱を重ねながらも⁴¹解散前の 95 から

⁴⁰ 小熊英二編『平成史』河出書房新社、2012 年、104 頁。

⁴¹ 当時の代表であった管は、女性スキャンダルで苦しめられていた。それを受けてか首相

127 議席へと議席の上積み成功し、二大政党体制に向け歩を前に進めた。

この総選挙の後、森内閣は党の内外より厳しい批判にさらされる。党内においては若手議員を中心に執行部への不満が高まり、同年 11 月に元幹事長の加藤紘一が自らの派閥を率いて、山崎拓とともに野党の不信任案に賛成するという計画が持ち上がった。俗にいう「加藤の乱」であるが、この内紛は野中広務幹事長や小泉純一郎の加藤派切り崩し工作によって、加藤紘一らの敗北に終わる。また党外においては、01 年 2 月の「えひめ丸事件」を巡る対応などから内閣支持率が歴代で最も低い一桁台にまで低下する。01 年 7 月の参議院選挙を前に噴出した総裁選前倒し論に押される形で、森首相は 3 月に辞任を表明した。

以上の要点をまとめると、第一に新選挙制度の下では連立内閣が基本となったこと、第二に新進党と同様内部に様々な矛盾を抱えつつも、民主党が改革勢力として党勢を拡大していったこと、第三に橋本は改革志向、小淵・森は利益誘導志向と自民党が路線を切り替えてつつ、徐々に支持を失っていったことが挙げられる。

3-1-3 小泉構造改革と二大政党制への進展 (2001 年～2006 年)

森内閣の退陣を受け、01 年 4 月に自民党総裁選が行われた。総裁選は一般党员による予備選挙と党所属の国会議員による投票の 2 段階からなるが、今回の選挙から従来は各自 1 票であった地方票が 3 票へと増やされた。この恩恵を受けたのが小泉純一郎だった。当初は再登板を目指す橋本龍太郎が橋本派中心に議員票を固め、業界団体を通じて党员票の獲得でも有利との見方がなされていた。しかし、小泉は地方を遊説する中で「自民党をぶっ壊す」といった印象的かつ分かりやすい口調で改革を訴え、それにメディアが便乗することで一大ブームを巻き起こす。地方県連での予備選挙ではほとんどが小泉の勝利となり、地方票の価値の上昇によって、議員投票を待たずして小泉の総裁選出が決まった。

首相となった小泉は、80 年代より自民党内で完成していた派閥間均衡や派閥推薦、当選回数によるベテランの処遇といった組閣・執行部人事の慣行を無視し、若手や民間人の積極的な登用を行った。さらに与党内の派閥や族議員およびそれらと結びついた官僚制やその天下り先である特殊法人を抵抗勢力とし、「改革」を邪魔する勢力として挑発や問題提起を繰り返し行った。政治をいわば善悪二元論を基礎とした道徳的な次元に還元し、「アマチュア」で「普通の人々」たる善玉が、既得権を持つ「エリート」に戦いを挑むという勧善懲悪のドラマを演出することで、有権者の支持を調達したのである⁴²。その効果は絶大で、小泉内閣発足当初の支持率は極めて高いものであった。その余勢は 7 月の参議院選挙でも継続し、前回の 44 議席を遥かに上回る 64 議席を獲得し、改選前から 3 議席上積みした。比例代表の得票は、98 年参議院選挙と比べても五割増しであった。対する民主党は 26 議席

候補に党所属議員ではない人物の名前が挙がったが、事前の根回し不足で批判が殺到し、紆余曲折を経た上で 9 月の代表選では鳩山由紀夫が選ばれるなど、党全体が慌ただしかった。

⁴² 大嶽秀雄『小泉純一郎 ポピュリズムの研究』東洋経済新報社、2006 年、2-6 頁。

と前回よりも獲得議席を 1 つ減らし、小泉自民党の勢いに飲まれた形となった。小泉内閣の支持率は田中真紀子外相更迭で一旦大きく低下するものの、その後は一定水準を維持し続けた。

小泉首相は政策面において「聖域なき構造改革」をスローガンとして掲げ、新自由主義的な色彩を帯びた政策を進めた。具体的には医療費の負担率を上げる医療制度改革、地方に権限と財源を移譲し、全体では支出を減らした三位一体改革、道路公団や郵政公社の民営化、地域限定で規制緩和を実施する構造改革特区などである。これらの方針は首相主催の経済再生諮問会議で練りこまれ、毎年度作成される「骨太の方針」を通じ、中央省庁全体、ことに予算編成に強力な介入を行うことで達成された。外交面では日米安保を基軸にアメリカと親密な関係を築く一方、毎年靖国神社への参拝を行い、アジア諸国との関係は冷え込んだ。また北朝鮮に対しては電撃的な訪問を行い、日本人拉致の事実を認めさせ被害者の一部を帰国させるなど、他の政権では成しえなかった成果を残した。

上記のような小泉首相の施策方針は、特に都市部の有権者に対し好評であり、03 年 9 月に行われた総裁選において再選を果たす。なおこの総裁選において、橋本派に分裂が見られた。青木幹雄をはじめ若手は小泉支持に回り、橋本派推薦で立候補した藤井孝男は敗北を喫した。そして総裁に再選した勢いのままに、小泉首相は衆議院を解散し、同年 10 月に衆議院総選挙が行われた。

その結果、小泉自民党は連立を組む公明党・保守新党を含め 275 議席と絶対安定多数を確保したが、党単体の議席数では解散時より 10 少ない 237 議席に留まった。民由合併がその原因である。当時、民主党は党員・サポーター制の躓きによる支持率の低下に悩まされており、総選挙が行われる直前に自由党を吸収合併することで勢力の拡大を図っていた。さらに、政権獲得後に行う政策が具体的な時期・数値付きで明示されている「マニフェスト」(政権公約)を掲げることで、政権担当能力をアピールした。これらの方策は功を奏し、民主党は前回より 40 議席増の 177 議席と、戦後政治史上最大の野党勢力に成長した。民主党の勢いは 04 年 7 月の参議院選挙においても継続し、小泉自民党の 49 議席に対して 50 議席と、改選議席第一党にまでなった。比例代表の得票率は、03 年衆議院総選挙に引き続き自民党を上回った。

しかし、こうした民主党の党勢拡大は 05 年に大きく挫かれることになる。小泉首相は満を持して、持論であった郵政民営化へと取り組み始め、党内の反対意見を押し切って郵政民営化法案を国会へ提出する。そして党内議員の造反により法案が否決されたことを受け、即座に衆議院を解散して総選挙に打って出た。小泉首相は造反議員を除名し、選挙区に「刺客」と呼ばれた落下傘候補を立てた。これをメディアが「政治ドラマ」として連日報道し⁴³、総選挙の争点は政党間の競争ではなく、小泉率いる改革派と抵抗勢力との対立に絞られていった。結果、自民党は 300 議席に迫る 296 議席を獲得するという、地滑り的な勝利を得た。さらに公明党を含む党全体では 327 議席と、総定数の三分の二をも上回り衆議院によ

⁴³ なお、造反議員と刺客候補が争った選挙区は 300 選挙区のうちの一割にすぎない。

る法案の再可決も可能となった。小泉首相は選挙後の特別国会において改めて郵政民営化法案を提出するが、通常国会で反対または棄権に回った衆参両議員も今回は賛成に回り、法案は可決・成立した。一方の民主党は、総選挙の焦点から埋没したことで、64 減の 113 議席しか獲得できず結党以来初となる深刻な敗北を喫した。岡田克也代表は引責辞任し、代わって代表に就任した前原誠司も後の偽メール事件で躓いたことで辞任に追い込まれる。以後、小沢一郎が新代表に就き、選挙至上主義の下で党の立て直しが図られていく。

この時代の要点をまとめると、第一に小泉政権の構造改革路線から、自民党の伝統的支持基盤が切り崩されたこと、第二にそれと同時に党内派閥の影響力も大きくそがれたこと、第三に小選挙区制のもたらす第一党のボーナス効果が初めて如実に表れ、以降はこの傾向が継続されること、第四に選挙においてマニフェストが導入されたこととは裏腹に、郵政民営化といったシンボリックなテーマによるイメージ選挙が繰り広げられたことが挙げられる。

3-1-4 末期自民党の迷走 (2006 年～2009 年)

続いて本項では、小泉以降、政権運営に行き詰った自民党政権を振り返る。05 年の衆議院総選挙大勝後、自民党内では勇退を表明している小泉首相に代わって、後継の総裁を擁立する運動が起こる。中でも官房長官として起用され、北朝鮮に対する毅然とした対応で国民の人気を集めた安倍晋三に注目が集まる。対抗馬とみられていた福田康夫は早々に立候補を辞退し、行われた総裁選挙において安倍は他候補に圧勝する形で、06 年 9 月に首相へ就任する。安倍首相は内政において基本的に小泉の新自由主義・構造改革路線を継続しつつ、「戦後レジームからの脱却」というスローガンや教育基本法の改正など、保守主義も前面に押し出す。一方で外政では小泉政権より途絶えていた対中首脳外交を復活させるなど、現実的アプローチを採用した。しかし、来る 07 年参議院選挙のため、郵政民営化に反対し除名された議員を復党させる計画が持ち込まれたことから、構造改革路線を支持する議員と利益誘導政治へ回帰しようとする議員との間で党内に軋轢が生じる。安倍首相の裁定により最終的に 11 名の除名議員の復党が認められるが、このことは世間に構造改革路線からの後退と受け取られ、支持率の低下を招いた。この党内路線をめぐる対立はその後も収まることなく、安倍首相はその板挟みに悩まされる。さらに 06 年末から翌年に欠けて閣僚の政治資金収支報告書の記載漏れが続出し、閣僚の自殺、辞任という事態が立て続けに起こる。安倍首相はこの問題にも上手く対応できず、党内に加え閣内の統制もままならない状態に陥る。他にも「消えた年金」問題や「勝ち組」「負け組」といった言葉に象徴される新自由主義路線への批判の高まりなど、安倍政権は急失速していく。

このように多くの難題を抱えた上で臨んだ 07 年 7 月の参議院選挙において、自民党は改選前より 27 減の 37 議席しか獲得できず、非改選を含めた自公合計でも 103 議席と過半数を大きく割り込んだ。一方、小沢一郎代表主導の下で社会民主主義路線に転向を果たした民主党は、社民党、国民新党と提携し、一人区の多くで勝利を治めた。総議席では 60 議席

を獲得し、非改選と合わせ 109 議席と、参議院の第一党に躍進した。

安倍首相は一旦続投を表明し内閣改造を行ったものの、9月の臨時国会で所信表明演説をした翌日に退陣を表明した。後任には、一時は本命視された麻生太郎を破って福田康夫が選出された。自民党はこの福田政権発足以降、党内で紛糾を重ねつつも、小泉以降の新自由主義路線から再び財政出動を容認する方向へとシフトしていく。また福田首相は、与党が参議院で過半数をもたない「ねじれ国会」を克服するため、民主党との大連立に乗り出す。10月末から11月初めに欠けて、福田首相と民主党の小沢一郎代表との間で2度の会談が行われ、いったんは大連立を組むことが合意された。しかし、小沢は民主党内の合意を得ることに失敗し、大連立構想は頓挫してしまった⁴⁴。これ以降、民主党は自民党に対し徹底的な対決姿勢を取る事となる⁴⁵。具体的にはインド洋での給油のための新テロ対策特措法案の延長や日銀総裁・副総裁の国会同意人事、ガソリン税の暫定税率法案などに反対し、福田政権を揺さぶった。また08年6月には、参議院で史上初めて首相への問責決議案が可決された。

こうした混乱を受けて内閣支持率は低迷し、福田首相は9月に辞任を表明する。後継の総裁・首相に就任したのは、麻生太郎であった。麻生は首相就任直後の支持率の高い時期に衆議院の解散総選挙を考えていたとされるが⁴⁶、政権発足直後より世界的な金融危機に見舞われ、対応に迫られる形で解散を先延ばしにする。日本全体が不況に陥る状況の中、麻生政権は積極的な財政出動を行うことで経済と政権の浮揚を図る。しかし閣僚の不祥事や自身の問題発言により、支持率は低下の一途をたどった。党内の新自由主義路線の政治家からは公然と首相を批判する動きが出はじめ、総裁選挙の前倒しを求める「麻生おろし」が次第に党全体に広がっていった。一方で民主党は、小沢一郎代表の「政治とカネ」を巡る問題によって一時苦境に立たされるものの、鳩山由紀夫が代表に再登板することによって支持率を盛り返した。

以上の要点をまとめると、第一に自民党内からの首相批判が相次ぎ、統制が取れず短命な政権が続いたこと、第二に小沢代表就任以後、社会民主主義・選挙至上主義へ転向した民主党の対決姿勢が鮮明となったことが挙げられる。

3-1-5 政権交代と民主党の挫折 (2009年～)

麻生首相は最終的に衆議院の任期満了近くまで解散を引き延ばし、09年8月に総選挙が行われた。結果は前回の総選挙と正反対となり、民主党は単独過半数を大きく上回る308議席を獲得する。対する自民党は都市部だけでなく農村部でも大きく票を減らし、公示前議席より181減の119議席となった。党結成以来、初めて衆議院で第2党へ転落したので

44 小沢は後の記者会見で、この大連立構想に動いた理由を第一に福田首相が自衛隊の海外派遣について、小沢の持論を受け入れたこと、第二に民主党政権担当能力を疑問視する声が多く、時期総選挙での勝利が厳しいとの見通しがあったことを挙げている。

45 佐々木編、前掲書、285頁。

46 石川、山口、前掲書、222頁。

ある。これにより、本格的な政権交代が起こった。民主党は参議院での過半数保持のため、国民新党と社民党との連立に合意し、同月には鳩山由紀夫を首班とする鳩山連立政権が発足した。鳩山政権は、省庁代表制と地元への利益誘導に象徴される旧来の自民政党政治を「官僚主導」と批判し、そこから脱却した「政治主導」の政治の実現を標榜した。そのため事務次官会議を廃止する一方で国家戦略室や政務三役を設置し、政策の意思決定プロセスから官僚を排除した。さらに政府与党一元化を狙って党内の政策調査会が廃止され、党への陳情も小沢幹事長の下に一元化された。また行政刷新会議は国の事業改廃の過程を透明化しただけでなく、既得権益に切り込むような「仕分け」のスタイルは国民の人気を集めた。

しかし、年末の予算編成の時期になって、子供手当の給付や高校教育の無償化といったマニフェストの主要政策は、その財源裏付けが非常に曖昧であったことが明らかとなる。また同時期には鳩山首相、小沢幹事長ともに「政治とカネ」に関する疑惑が噴出する。鳩山政権は政策形成、政権運営の両面において不振を招き、支持率は徐々に低下しはじめる。さらに普天間飛行場の移設を巡る対応では、党内において統制力のなさを露呈し、党外において社民党の連立離脱を招く事態となった。行き詰まった鳩山政権は、10年6月に退陣を表明する。

代わって首相に就任した菅直人は、鳩山政権の反省を踏まえて現実主義的な政権運営を目指す⁴⁷。その一環として、7月の参議院選挙では税制改革において09年総選挙でのマニフェストで上げないと明記していた消費税の引き上げを表明する。この政策転換により民主党は大きく支持を減らし、選挙でも改選前から10減らした44議席の獲得に留まる。これにより民主党は国民新党を含めた与党全体でも過半数を割り、再び衆参の「ねじれ」が生じる。一方の自民党は51議席を獲得し改選第一党となったものの、比例代表の得票率は25%と結党以来の過去最低値を更新した。その後も管政権は、党内では小沢グループとの対立、党外ではねじれ国会における野党自民党の対決姿勢に悩まされ続ける。国家の緊急時における対応でも尖閣諸島中国漁船衝突事件や福島第一原発の事故をめぐって不慣れな様子を晒し、国内から批判が噴出する。そして10年8月には、特例公債法案などの成立と引き換えに総辞職することとなる。

そして10年9月に後を継いだ野田佳彦内閣は、党内融和を図りつつ「決められない政治」からの脱却を目指し、「近いうち」に衆議院を解散することを条件に自民党・公明党の協力を取り付け、税と社会保障の一体改革法案を成立させた⁴⁸。野田首相の政権運営は、社会民主主義路線やマニフェストに基づく政治と言った、政治政権交代当初の民主党の姿から大きく変化したものであった。その後野田首相は11月に衆議院を解散する。12月に行われた総選挙では、再び政権交代が起こった。自民党は294議席を獲得し、05年総選挙に迫る圧勝であった。民主党は57議席と議席を大幅に減らし、第2党としての立場すら厳しいもの

⁴⁷ 石川、山口、前掲書、232頁。

⁴⁸ この過程で小沢グループの一部は法案採決で造反し、小沢は50人近くの議員を引き連れて離党した。

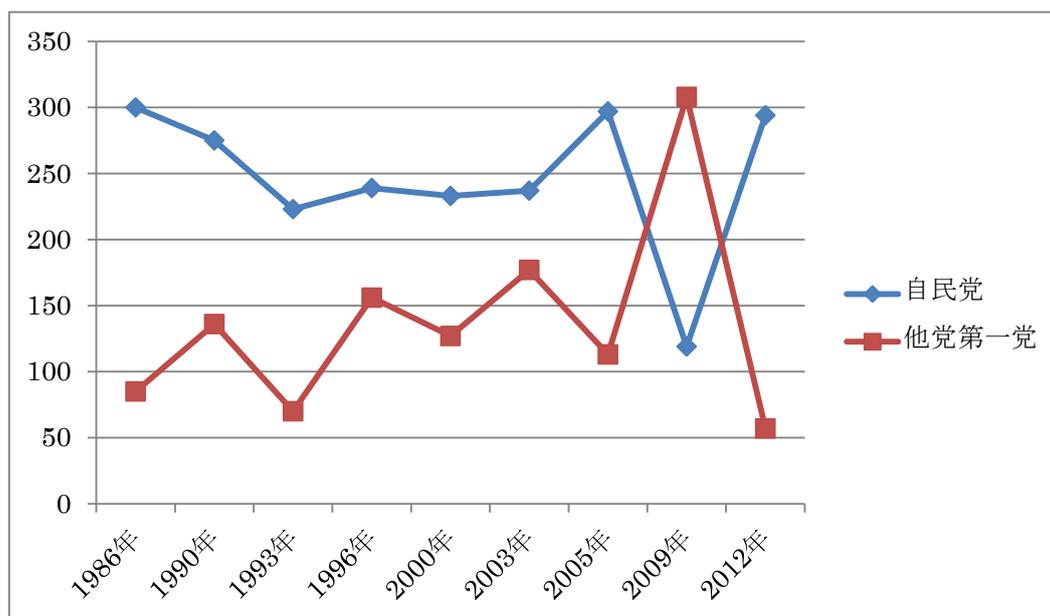
となった。代わりに橋下徹大阪市長と石原慎太郎元東京都知事率いる日本維新の会が 50 議席以上獲得し、新たな勢力として浮上した。

3-2 政治アクター、選挙制度効果の分析

以上、ここまで政治改革以後の政治史を振り返ってきた。本節ではこれを踏まえ、第 1 章で確認した政治改革以前の時代、すなわち 55 年体制との比較を通じ、政治改革以後の日本政治に起こった変化を考察する。

日本政治に起こった変化として、第一に政党システムの変化が挙げられる。上述のように、日本の 55 年体制とはすなわち一党優位政党制のことであった。自由で公正な選挙が行われているにも関わらず、自民党は他党に対し圧倒的優位であり続けた。しかし細川連立政権発足による 55 年体制の崩壊以後、自民党が単独過半数を割ることは珍しくなくなる。そして自社さ連立、自自公連立など連立政権が常態化するようになり、09 年の総選挙において、自民党は初めて第二党への転落を経験している。一方の野党側勢力の趨勢はどうだったのだろうか。図 4 は、自民と他党第一党の議席数の推移である。これによると、96 年に新選挙制度が導入されて以降、徐々に他党第一党の勢力が高まっていった。05 年の総選挙では 177 議席を獲得し、それまでの野党第一党としての最大獲得議席（166 議席）を更新した。12 年の総選挙において他党第一党は大幅に議席を失うが、一定の期間における平均議席数という観点から見た場合、55 年体制期（1958 年～1993 年）の他党第一党が 118.7 議席であるのに対し、96 年以降の他党第一党は 156.3 議席である。政治改革以後、政界再編の中で巨大野党が登場してきたことが読み取れる。小選挙区制の「デュベルジェの法則」による二党化圧力が、日本政治においても働いたことが要因と見られる。

図 4 自民党と他党第一党の議席推移



日本政治における変化の第二に、政党組織の変化が挙げられる。55年体制における日本政治は、自民党における派閥が重要な役割を果たしてきた。80年代まで、自民党の派閥は人材のリクルート、選挙での支援、当選した議員の育成、情報や資金の提供、ポストの配分など、本来政党が担うべき役割をほぼ保持していた⁴⁹。また各派閥は集権的な体制を取り、分権的な自民党の内部を縦割りで固めることで政府・与党二元体制や族議員の温床ともなっていた。しかし、政治改革以降この自民党派閥の弱体化が顕著に表れるようになる。70年代から続いた主要5代派閥の体制は、93年の竹下派分裂以降、旧渡辺派から分離脱した山崎拓派（98年）、三塚派から離脱した亀井静香派（98年）、宮沢派から分裂した河野洋平派（99年）、加藤の乱を機に分裂した加藤紘一派と古賀派など、90年代に入り大きく崩れている⁵⁰。また選挙制度改革以降、橋本、小渕、小泉、安倍というように当時派閥領袖ではなかった政治家が次々と総裁に就任したことは、派閥の役割が変わったことを示す。さらに前章でみてきたように、小泉政権を境として派閥間均衡や派閥推薦による大臣ポストの割り当てといった慣行も崩れていった。総裁選において、派閥所属議員が派閥推薦の候補に投票しないといった事態も珍しくなくなった。派閥は次第に流動化していき、緩やかなサークルのようになっていったのである。

また、96年以降、第二政党にまで成長した民主党は、結党の際の事情により党としては寄り合い所帯の性格が強かった。そのため民主党内の下位集団は自民党の派閥とは異なり、議員の出身母体を反映した緩やかなつながりでグループと呼ばれている。このグループは往年の自民党派閥のような機能は持ち合わせておらず、メンバーの所属が不確定かつ流動的である。

第三の日本政治の変化に、政治的対立軸の変化が挙げられる。政治学者の大嶽によると、55年体制を含む戦後日本政治は、資本主義か社会主義かというイデオロギー対立を背景としながら、防衛問題に対する意見が保守政党と革新政党、右翼と左翼とを分ける基本的な対立軸を形成していた⁵¹。しかし89年の冷戦終結を受け、この戦後日本の最大の争点であり続けた問題は、最早対立軸ではなくなる。それを端的に示したのが、自民党と社会党の連立合意であった。上述のように、社会党は村山政権の下で自衛隊の合憲と日米安保の堅持を打ち出した。その結果、日本では新選挙制度の下で政党本位・政策本位の政治を取り行おうとした時期に、政党が政策対立を生み出せないという状況となった。その後は新自由主義的とか新保守主義と呼ばれる理念が提起されるようになり、小沢一郎らが新たな政治対立軸の再編を試みるものの、90年代の時点において、有権者レベルでの再編には失敗した⁵²。こうした主張は、有権者の間においてアマチュア対既得権という構図でしか受容さ

⁴⁹ 佐々木編、前掲書、533頁。

⁵⁰ 小熊編、前掲書、119頁。

⁵¹ 大嶽秀夫『日本政治の対立軸—93年以降の政界再編の中で』中公新書、1999年、11頁。

⁵² 大嶽、同上、60頁。

れなかったとされている。

加えて、政権党の側も一定の軸を持たなかった。自民党は橋本政権の下で新自由主義的な政策を実行したが、続く小渕・森政権では旧来の利益誘導型政治に回帰した。続く小泉政権はそのような自民党政治をぶっ壊すと言って登場し、安倍政権もその路線を継承した。しかし福田・麻生政権では再び財政出動を伴う旧来型の政治へシフトし、第二次安倍政権においても財政出動を容認する立場を取っている。一方の民主党も、合併の際に「民主リベラル」から「民主中道」へと基本理念を変化させ新自由主義的色彩を帯びた立場をとったが、05年に小沢一郎が代表に就任して以降、社会民主主義的な再分配路線へと転向した。さらに管政権では消費税増税を含めた税制改革を表明するなど、再び財政健全化を目指す現実主義的な路線を取り、自民党との相違点が再び見えにくくなった。そして野田政権では社会保障と税の一体改革において、自公との合意にまで至っている。このように対立軸がぼやけた状態での二大政党化は、民主党に自民対非自民という、いわば「対立のための対立」といった行動を取らせることとなった。

3-3 仮説の検証

3-3-1 仮説①（制度）について

以上のような考察を踏まえ、再び仮説①「政治改革によって作り出された小選挙区比例代表並立制では、代議制デモクラシーが機能しえない」の検証を行う。問題は小選挙区比例代表並立性において、民意が担保されたか、すなわち社会の利益集約・利益表出が可能であったかということであるが、ここでは新選挙制度の目的に立ちかえりその効果を分析する事で、有効性を捉えたい。第2章でみてきたように、政治改革関連4法は小選挙区制を選挙制度の柱として、政権交代可能な二大政党を作ることにその主眼を置く。さらに政策本位・政党本位の選挙が実施されること、これまでのボトムアップ式からトップダウン式へ変化することで、政治が時代の変化に即応していくことを目的としている⁵³。

まず、この目的を政党システムの変化という文脈から視た場合、論点となるのは「政権交代をどのように評価するか」である。政治改革の狙い通り、小選挙区制の持つ特性は強い野党を作り、政権交代は実現した（第2章でみたように正統性を担保するとは言い難いが）。長きに渡る日本の一党優位政党制は崩壊したといえる。しかし、民主党は稚拙な政権運営で民意を失い、12年の総選挙では結党以来最大の大敗を喫した。政権交代が起こったこと自体を評価し、長い時間軸で考えていくべきとの声もあるが⁵⁴、政権交代が起こることそれ自体がそのまま民意を担保することではないことが、当たり前のようにあるがはっきりと示された。また、民主党の失敗の一つに小選挙区制を勝ち抜くために築き上げた寄り合い所帯構造を克服できなかったことがあり、これは97年の新進党の失敗を繰り返した

⁵³ 他に金のかからない「クリーンな政治」を目指すという狙いがあるが、本稿の要旨から逸れるためここでは取り扱わない。

⁵⁴ 山口、前掲書、224頁。

形である。同じ選挙制度の下で第2党となった政党が、再び同じ理由から失敗をしたということは、政治アクターよりも選挙制度の効果に目を向けざるをえないだろう。一方民主党との競争が期待された野党自民党も、民主党から受けた「対立のための対立」の意趣返しに走り、敗北の総括は遅々として進まなかった。切磋琢磨する二大政党制でないことは、政権交代に意義を見出すことをより難しくしたといえる。

次に、党組織という文脈から政治改革の効果进行分析する。この場合、「政党本位・政策本位の選挙となったか」が論点となる。中選挙区制から小選挙区制への移行は、議員の同士討ちを失くし「人」から「政党・政策」本位への選挙が主流となると言われた。さらに派閥の弱体化による政党内部の流動化は、一見政治資金・公認権・解散権を握る政府の権力を相対的に高めるように見える。しかし実態として、党内組織において、選挙区の公認は現職議員優先であり、各選挙区は議員の所有物のようにになっている。政党が草の根の選挙区に基盤を有していない日本の選挙では、政策能力よりも資金力や地元での知名度、地元政界の支持などが候補者選定の際に重視されるからである⁵⁵。小泉政権以降、党首や幹部が公認権を盾に、敵対的な所属議員を従わせるといった場面も見られない。政党本位・政策本位の選挙という政治改革の目的が達成されているとは言い難い。

最後に、対立軸不在の文脈から政治改革の成果进行分析する。ここでの論点は、「政治改革は時代の変化に即応できる政治を実現できたか」ということである。政治改革は、その後続く橋本行革による内閣機能の強化と合わせてトップダウンでスピーディーな政治を実現することが期待された。しかし、小選挙区制による二大政党への圧力により残った自民党と民主党との間に明確な対立軸は存在しなかった。その一方、小選挙区制の下でゼロサム的に争う二大政党が歩調を合わせるのは難しく、国会では「対立のための対立」が横行した。野田政権になってようやく与野党の歩み寄りの姿勢が見られたが、こうした中で広がりを見せた「決められない政治」という言葉に象徴されるように、日本の政治は混迷の一途を辿った。また、小泉首相の政治手法を分析し、一時は一連の改革の成果によってトップダウンによる政策決定が確立したとの見方も出た⁵⁶。しかし、小泉以外の首相がいずれも党内においてリーダーシップを発揮できず、党の路線を変える度に反発を受けことごとく短命に終わったことを鑑みると、制度改革が恒常的に効果を発揮しているとは言い難い。党の内外で政策の軸が確立していないことで、政治改革は「時代に即応できる政治」どころか「決められない政治」に拍車をかけたといえる。

これらの考察から、日本政治は現状において、小選挙区比例代表並立制を含む一連の政治改革が意図したような効果は上がっていないことが分かった。したがって、政治改革の目的が果たされていない以上、改革の意図するような政治システムの有効性も発揮されておらず、仮説の妥当性が導き出せる。

⁵⁵ 小熊編、前掲書、138-139頁。

⁵⁶ 竹中、前掲書、238頁。

3-3-2 仮説②（アクター）について

続いて、仮説②「選挙で選ばれた政治家・政党が民意を担保するという意識に欠けていた」の検証を行う。政治改革以後に生じた変化の文脈に沿って、政治アクターの動きを分析する。まず、政党システムの変化である。論点は、「政界再編」をどのように捉えるかということだろう。93年に55年体制が崩壊して以来、日本では多数の新党が結成された。二大政党への圧力が高まる中でもその勢いは留まることなく、直近の総選挙でも13の政党が並び争った。多くの新党は政治家主導で生みだされ、最終的には他の政党に合流するケースが目立った。特に、小沢一郎は新進党の結成から自由党と自民党の合併の画策、そして民主党への合流まで、政治改革以後の政界再編の中心に居続けた。小沢は日本政治には強い政治的リーダーシップが必要との認識から、イギリス型の二大政党による政党政治を志向した⁵⁷。そのために小沢は政党の合従連衡を主導したのであるが、各種世論調査の分析を通じ、政権交代間近になっても有権者の二大政党制への支持は高くないことが明らかとなっている⁵⁸。政界再編と称した政党の離合集散劇は、民意を二の次としたアクターの振る舞いの結果と言える。

続いて党組織の変化からアクターの動向を分析する。前項でみたように、政治改革以後の自民党においては派閥の弱体化が顕著に表れた。しかし、党内グループが軟化したことは、政党の一体性を高めることにはつながらなかった。05年の郵政民営化法案や12年の消費税増税法案などにおいては、議員の大規模な造反が生じた。さらには「〇〇おろし」といった首相への公然とした退陣要求が毎年のように行われた。そして首相への不満が高まるにつれ、政府に対し遠心的な姿勢を取る政治家が増加し、統制のとれない政権は民意をも失うという負のスパイラルが形成された。こうした政党内部の流動化は政党の凝集力の低下に直結している。個々の政治家同士が調整をしまとまるということも難しく、党としては民意を担保し難くなったことがうかがえる。

最後に、対立軸の変化からアクターの動向を検証する。冷戦の終結とともに戦後日本の保革を規定した外交・安全保障をめぐる対立軸が失われたことはすでに述べた。それに代わって小沢らが新自由主義的な理念を打ち出し、旧来の自民党との対立軸に仕立てようと試みるも、有権者には理解されなかった。また、自民党は新自由主義・構造改革路線と利益政治との間で、党としての方向性を二転三転させた。そのため野党民主党も、05年の総選挙で大敗するまで一方では「改革」を訴えつつ、他方では新自由主義的政策を批判せざるをえないという曖昧な立ち位置となった。特に小泉政権以前は日本において新自由主義の負の側面が顕在化したことがなく、こうした文脈の中において、新自由主義への正当な批判が既得権益を守ろうとする勢力との明確な違いを出すのは難しかった。弱者の味方、「人に優しい社会」という議論は、痛みを伴う改革を回避する守旧勢力の援護にもなる⁵⁹。

⁵⁷ 大嶽、前掲書、1999年、60頁。

⁵⁸ 吉田、前掲書、2009年、141-143頁。

⁵⁹ 大嶽、前掲書、1999年、238-239頁。

また、06年に民主党が普遍主義的な社会民主主義へ路線転換したことは、新たな政策対立軸の誕生を予感させた。しかし、マニフェストが財源の裏付けすらない実現困難なものであったことを勘案すれば、民主党の社会民主主義は自民党に向けたアンチテーゼであり、「対立のための対立」の派生理念に過ぎなかったといえる。これらをまとめると、政治的対立軸の不在は政局で動いたアクターの問題もあるとはいえ、有権者の側や社会背景を含めたより包括的な次元にこそ問題があったといえる。しかし、結果として政権交代に至るまで与野党間で建設的な政策論争が叶わなかったことは、社会に点在する諸利益が汲み上げられなかったことを意味する。

以上の考察により、「選挙で選ばれた政治家・政党が民意を担保するという意識に欠けていた」という仮説を一概に妥当と述べるのは難しい。アクターは利益集約・利益表出の機能を果たせず、政治システムの有効性が低いことは示された。しかし、有権者を置き去りにした政治アクターの強権的な振る舞いも見受けられる一方で、例えば対立軸の再編には有権者側の意識動向や社会的背景とも関係があり、対立軸不在の問題はアクターの動向だけでは説明がつかないだろう。

そこで、本稿の問いに答える前に、次章ではよりマクロな視点からわれわれの生きる近代社会の特徴を明らかにしておく。ここまでの議論を通じて仮説の検証は済んだが、議論の大半は政党政治に関わるものであった。「多数派による政党政治」が「過半数の民意を担保」する上で、「民意」の源泉である有権者や社会的背景を分析対象に入れることで、本稿の問いに対する答えにより包括性を持たせる。

第4章 社会的要因の検証—再帰的近代化と政治の変容

本章ではギデンズやベックの理論を下に、今日の近代社会状況を分析する。その上で、代議制デモクラシーにおいて民意を十分に反映するのは困難となっていることを指摘する。

4-1 再帰的近代社会における代議制デモクラシーの諸困難

本節では、今日の社会状況をギデンズやベックの議論を軸に考察していく。まず、ギデンズは近代社会（モダニティ）をおよそ17世紀以降のヨーロッパに出現し、その後ほぼ世界中に影響が及んでいった社会生活や社会組織の様式のことと定義する⁶⁰。そしてモダニティはその変動の速さ、変動の広がり、近代制度の本質において、これまでの伝統的社会秩序とは異質なものであると主張する⁶¹。ギデンズによれば、このモダニティは3つのダイナミズムを背景として、4つの制度的特性を生み出した。3つのダイナミズムとは、「時間と空間の分離」、「脱埋め込み」、「再帰性」である。世界中に及んだ暦の標準化は、前近代においてはほぼ同義に捉えられていた時間と空間を分離させ、両者の間に空白な次元を生み出した⁶²。この空白な次元が形作られたことで、社会活動は目の前の特定の脈絡への「埋め込み」から解放されていくことになる⁶³。この具体的な一例として、貨幣の登場が挙げられる。前近代の社会活動において「交換」といえば「目の前にあるもの」との贈与交換が基軸とされていたが、脱埋め込み化によって「目の前にいない」他者との「交換」可能性が生じたことにより、貨幣という相互交換の媒体が生み出された。さらに、モダニティの再帰性は、「未来」よりも「過去」の側に比重が置かれていた伝統社会のそれと異なり、システムの再生産そのものの中に入り込むことによって、思考と行為とを常に互いに反照し合うようにした⁶⁴。そして4つの制度的特性とは、資本主義、監視、軍事力、工業主義である⁶⁵。ギデンズは上述の3つのダイナミズムの源泉に加え、これら4つの制度的特性が相互に結びつくことによって、モダニティがその基盤を形成するとした。

ここまで、近代社会（モダニティ）の特性を明らかにしてきた。続いてモダニティの徹底と深化が、代議制デモクラシーとどのような関係にあるのかを明らかにする。まず、第2次世界大戦が終了し高度成長が頂点に達した頃から、モダニティに様々な変化が生じ始める。レイチェル・カーソンの『沈黙の春』やローマクラブの『成長の限界』がベストセラーを飛ばしたこと、米ソの軍拡競争などを通じ、一人ひとりでは統制できない、まさに地球規模での多種多様なリスクが意識され、論争や対立が利害集団や法体系、政治領域を雲

⁶⁰ アンソニー・ギデンズ(松尾精文ほか訳)『近代とはいかなる時代か—モダニティの帰結』而立書房、1993年、13頁。

⁶¹ 同上、18-19頁。

⁶² 同上、32-33頁。

⁶³ 同上、34頁。

⁶⁴ 同上、54-55頁。

⁶⁵ 同上、80頁。

で覆うかのように生じてきた⁶⁶。しかし、このようなリスクが生じることはモダニティの失敗を意味するのではない。上で見てきたようにモダニティは再帰性というダイナミズムを持ち、「行為の再帰的モニタリング」を通じた自己変革を行った結果として、様々なリスクが生じたのである。ギデンズやベックは、これを今までの「単純な近代化」と区別し、「再帰的近代化」と定義する。この再帰的近代化の深化と徹底は、代議制デモクラシーの発揮に対しても不可避なリスクをもたらした。それは第一に、人間のリスクへの適応反応である。ギデンズはこれを「実利的受容」、「一貫したオプティミズム」、「冷笑的ペシミズム」、そして「徹底的な社会参加」に分類した。そしてこれらの適応反応を考察したうえで、人々が様々な形で社会参加へと向かっていく必然性を説く。「同僚や友人、親しい仲間どうしが順繰りに伝え合って伝える知識と同じように、新たに入ってくる専門知識は、多くの場合断片的なものか、あるいは互いに矛盾するもの」であり、「モダニティがわれわれの生活にもたらす安心と危険の差引勘定には、もはや「別の人」たちは存在しない—完全に局外者でいることは誰にもできない—」以上、最も無関心に近い態度を取りやすい人びとの側にさえ、リスクに対する異議申し立ての機会が生じうるのである⁶⁷。第二に、「個人化」である。伝統的社会において、人々は親族関係や地域共同体が社会に「埋め込まれて」いたが、モダニティの進展に伴いそういった関係は時空間を超えた社会的絆の媒介手段ではなくなる。人々はまず単純な近代的生き方へ「再埋め込み」されるが、再帰的近代化とともに単純な近代からも「脱埋め込み」され、新たな近代的生き方へ「再埋め込み」される。従来の「われわれ」は失われていき、個々人のライフコースは多様となっていく。そして、私たちは好むと好まざるとにかかわらず、再帰的近代化とともに「個人化」することを運命づけられている。私たちは、一人ひとりがみずからの生活歴を自分で創作し、上演し、補修していかなければならない⁶⁸。第三に、サブ政治の発展である。近代の初期の段階においては、代議制デモクラシーを含む政治の役割は限定的であり、企業や科学といった分野は政治の統制を受けることがなかった。これらは非政治と呼ばれる分野であり、当時は政治と非政治を二分して考えることが可能であった。そして再帰的近代化の徹底とともに、国家は市場経済や社会に介入し、そのため政治は自己の責任で処理できないものの支援にも当たらなければならないという社会国家になっていく⁶⁹。こうして政治と非政治の境界は曖昧となっていく、「政治的なもの」が登場する。これがベックのいうサブ政治である。サブ政治の発展とともに、専門職業集団や研究機関、市民グループといった議会や官僚制という政治システムの外部において、社会的に重要な決定がなされるケースが増加していく。これを代議制デモクラシーの発揮という側からみた場合、「このサブ政治は、実行力の喪失と、政治の委縮や過小評価に帰着」し、「これまでずっと摩擦を免れてきた社会過程が、相

66 ウルリッヒ・ベックほか(松尾精文ほか訳)『再帰的近代化—近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房、1997年、17頁。

67 アンソニー・ギデンズ、前掲書 184頁。

68 ウルリッヒ・ベックほか、前掲書、17頁。

69 篠原一『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か』岩波書店、2004年、53-54頁。

反する目的を提示する人々による抵抗を受けて、頓挫することを意味」する⁷⁰。さらにサブ政治の対象は福祉、環境、医療など地域に住む人間に関するものが多く、国政と地方行政との対立にまで地平を広げていく。

以上のようなリスクは、いずれも代議制デモクラシーを機能させていく上で逆機能を持つ。人々の積極的な社会参加は1960年代後半以降に「新しい社会運動」として登場したが、特に西欧では激動の時代とも言われるような、激しい運動が続いた。この直接デモクラシー的な運動の拡大は、それ自体が代議制デモクラシーの機能を阻害する外的要因といえる。また社会学者メルッチは、「個人化」が進展する中で起きた「徹底的な社会参加」としての社会運動の性格を分析した。彼によると、個々人は社会での紛争に対し物質的再配分を求めるといよりもむしろ、自分自身の生きがいやアイデンティティの選択を見出すようになる。「人々は行為し能力する行為自体へと行為する⁷¹」ため、紛争自体には計画性も、将来的なヴィジョンも存在しない。運動を行うその瞬間の自己実現が目的である以上、彼らは「現在に生きる遊牧民（ノマド）」に似ている、とメルッチはいう。このような「個人化」した人々の運動を統合的な実態として捉え、諸利益を代議制の場に吸い上げるのは困難である。また、サブ政治の進展は、上で見てきたように代議制デモクラシーを発揮して政治的意思決定すべき問題が、正当とは言い難い、いわば非公式な場における決定を是認していくことになる。このように、再帰的近代化が徹底した社会において、代議制デモクラシーの発揮による政治システムの正統性、有効性は一層低下していくこととなる。

4-2 日本の事例

本節では、前節で確認した、再帰的近代社会における代議制デモクラシーの抱えるリスクが、日本でどのように表出してきたのかを明らかにする。その際、90年代の政治改革が再帰的近代化の深化した今日においてどのような役割を果たしたかにも焦点を当てる。まず、リスクへの適応反応としての「徹底的な社会参加」を考察する。日本における「新しい社会運動」は60年代末から70年代半ばにかけて急速に台頭したが⁷²、その後の運動は外見上急速に鎮静化する。この理由として、日本の市民には「権力に対する抵抗」と言う経験が乏しかったこと⁷³や、西欧から遅れて急激な経済成長を遂げたため、社会が安定しつつも再帰的近代化の深化が十分でなかったこと⁷⁴などが挙げられる。しかし2011年に東日本

⁷⁰ ウルリッヒ・ベックほか、前掲書、47頁。

⁷¹ アルベルト・メルッチ（山之内靖ほか訳）『現代に生きる遊牧民（ノマド）—新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店、1997年、44-45頁。

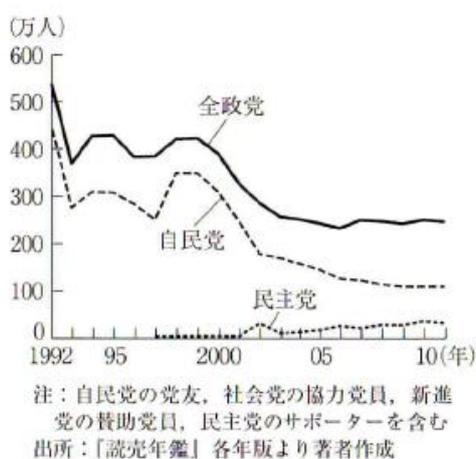
⁷² 1960年の安保闘争は「新しい社会運動」には含まれない。小熊（2012）によると、第一に共産党や社会党の影響から「社会運動」ではなく「政治運動」であったこと、第二に運動の中心となったのが、「市民」ではなく「学生」や「労働組合」といった特定の社会層であったことがその理由である。

⁷³ 篠原、前掲書、44頁。

⁷⁴ 小熊英二『社会を変えるには』講談社現代新書、2012年、155-158頁。

大震災と福島第一原発の事故が生じて以降は、数多くの脱原発デモが起こるようになる。序論でも述べたように、12年夏の首相官邸デモは安保以来の動員数だったと言われるが、参加者のほとんどは組織動員ではなく自由参加であり幅広い層が参加していたという⁷⁵。また次に触れる「個人化」とも関連するが、12年12月の総選挙において脱原発を掲げた勢力は、ことごとく惨敗を喫した。この要因には諸説あるだろうが、「現代に生きる遊牧民」の運動を代議制において媒介するのは困難であることを示した一例になったといえる。続いて「個人化」について考察する。前節で見てきたように、個人化の進展に伴って階級・家族・国家といった社会のあらゆるカテゴリーは流動化し、個々人のライフコースは多様化する。日本においても、この傾向は未婚率の増加や非正規社員の増加など様々な指標から観測されているが、代議制デモクラシーとの関係においては、無党派層の増大と政党の員数の減少という2点を挙げることができる。このうち、無党派層の動向については序章で確認した。一方、図5によると、日本の全政党の党員の総計はここ20年で約半数以下にまで低下している。1992年度の発表では500万人を超えていた自民党の党員も減少を続け、2012年9月に行われた総裁選挙の時点で100万人を割っており、78万人となっている⁷⁶。民主党はサポーターという制度を取るが、これも20万～30万人で推移しており、サポーター増員への展望は見えていない。

図5 全政党・自民党・民主党の党員数の変化



出典：中北浩爾『現代日本の政党デモクラシー』岩波書店、2012年、120頁より引用。

このように政党の支持基盤が弱体化し「個人化」が進んだ今日において、政党はその支持母体を重視することが難しくなる。なぜならば、1人の当選者しか出さない小選挙区制での選挙は、3～5人が選出される中選挙区制に比べ当選に必要な得票率が大幅に上昇するため、固定票に依存する以上に、増大する無党派層の票を獲得することが決定的に重要になるか

⁷⁵ 小熊、同書、176-177頁。

⁷⁶ 自由民主党ホームページ「平成24年総裁選挙党員投票結果」

[http://www.jimin.jp/sousai12/pdf/votingresults .pdf](http://www.jimin.jp/sousai12/pdf/votingresults.pdf) (2013年1月17日最終アクセス)

らである⁷⁷。政党にとっては支持基盤の利益以上に無党派層の支持を得ることが優先課題となる。政党は有権者との繋がりを維持するため、次第にマスメディアへの依存を深めていった。特にテレビは「絵になる」情報を発信したがるため、小泉純一郎の「郵政民営化」や民主党の「政権交代」といったワンフレーズやキャッチコピーが人気を集めた。政治学者のパーネビアンコは、このように社会の流動化に伴って政党と有権者との結びつきが弱まり、党首の人格や個々の争点によって選挙が行われるようになったことを背景に登場した政党を、「専門職的選挙政党」（選挙プロフェッショナル政党）と定義する。そして選挙プロフェッショナル政党においては、党員や党官僚よりも特殊な知識を持つ「専門職」集団（選挙コンサルタントやマスメディア）が重要な役割を果たすようになり、選挙プロフェッショナル政党の出現は、政党が伝統的に果たしてきた利益の統合や表出といった機能の「周縁化」を示すとした⁷⁸。日本においても、05年の総選挙において小泉自民党がPR会社プラップ・ジャパンと契約し選挙に臨んだこと、12年の総選挙において安部自民党がテレビCMで「日本を、取り戻す」と連呼したことなど昨今のイメージ選挙の様相は枚挙に暇がなく、「個人化」とともに、政党の選挙プロフェッショナル政党化が見受けられる。そして前章を踏まえた場合、この選挙プロフェッショナル政党の登場は、政治改革において二大政党制が進展した今日、政治改革の逆機能をもたらしたといえる。選挙プロフェッショナル政党では、政治改革が重視した代議制デモクラシーの有効性が担保されにくい上、対立軸不在の中でのゼロサム的な選挙制度では妥協が難しく、選挙プロフェッショナル政党にとっては「対立のための対立」が選挙に勝つ上で合理的な戦術となるためである。

続いて、サブ政治について考察を行う。日本におけるサブ政治の進展は、2011年の福島第一原発の事故をめぐる政府の対応に見ることができた。原発への電源供給が絶たれた際に原子炉内の圧力を抜く「ベント」という対応が遅れたことや、結果としてメルトダウンを防げなかったことなどをめぐり、官邸や原子力安全保安院、東京電力、そして現場との間で情報が錯綜した。原子力という高度に専門的かつ政治的な意味合いを持つ分野に対し、代議制デモクラシーの枠内による政治は機能不全に陥っていたといえる。また、公的サービスが広く社会に拡散し、多くが営利企業の原則によって営まれることによって、民主的コントロールが及びにくくなることは、民主主義的主体性（「誰による」）と、利害や損害を受ける人々（「誰のため」）との不一致が生じている⁷⁹。民営化したJR西日本が05年に起こした尼崎脱線事故はまさにサブ政治の領域であり、政府の責任がどの程度問われるのか、大きな問題となった。

4-3 まとめ

⁷⁷ 中北、前掲書、2012年、127頁。

⁷⁸ アンジェロ・パーネビアンコ（村上信一郎訳）『政党』、ミネルヴァ書房、2005年、270-275頁。

⁷⁹ 森政稔『変貌する民主主義』ちくま新書、2008年、209頁。

以上の議論をまとめよう。今日私たちが生きる社会は、再帰的近代化の徹底と深化により規定されている。近代の持つ自己を変革していく力は様々なリスクを生み出し、特に「徹底した社会参加」、「個人化」、「サブ政治の発展」は代議制デモクラシーの発揮を難しくする。「徹底した社会参加」や「サブ政治」の発展とともに、代議制デモクラシーの枠内に収まらない事象の影響力が拡大していった。また、「個人化」の進展は政治の重点を「何を実行するか」ではなく「いかに政権をとるか」にシフトさせた。このように、再帰的近代社会は、政治システムが正統性と有効性を担保することを困難にする。そして、第 3 章で明らかにしたように、このような時代において政治改革は正統性を担保しえない制度への転換を図った。さらに、政治改革の下で生まれた小選挙区制と二大政党制という土壌は、選挙プロフェッショナル政党の妥協なき対立を招いた。したがって、代議制デモクラシーの機能不全は、再帰的近代化を考慮しない政治改革の方向性に一因があったといえる。

第5章 総括

本章では、第一節においてここまで述べてきた議論を踏まえて上で、問いに対する結論を下す。第二節では、その上で今後代議制デモクラシーを機能させていくためにはどのような方策が考えられるかを提示する。

5-1 結論

本節では、ここまでの議論を踏まえた上で、改めて「なぜ90年代に政治改革が行われたにも関わらず、代議制デモクラシーの機能不全が解消されなかったか」という問いに対する結論を述べる。第1章では政治改革以前の時代を振り返り、代議制デモクラシーは中選挙区制の下で正統性を担保しない一方、自民党政治と省庁代表制によって有効性を発揮してきたことをまとめた。第2章では小選挙区比例代表制が代議制デモクラシーに正統性を付与しない制度であることを示し、この新選挙制度導入の背景には「二大政党制による政権交代可能な制度」というある種のイデオロギーが介在し、「民意の正確な反映」は切り捨てられていたことを示した。第3章では政治改革以後の政治過程を分析し、政治改革が意図したような代議制デモクラシーの有効性は発揮されず、二大政党制の下での「対立のための対立」などにより、むしろ政治停滞の要因ともなっていることを示した。第4章ではギデンズやベックの近代社会論を軸に、再帰的近代社会では「徹底的な社会参加」、「個人化」、「サブ政治の発展」などの影響から、代議制デモクラシーはその正統性、有効性がともに低下していくことを示し、政治改革の効果が逆機能として発揮されることも示した。以上の各章の内容を踏まえた結論は、次のようになる。

結論：政治改革とは「政権交代可能な二大政党制」を目指すためのものであり、代議制デモクラシーを十全に機能させることがその一義的な目標ではなかった。さらに政治改革の成果は、再帰的近代化の進む今日においてむしろその弊害面の方が色濃く出ている。また再帰的近代化それ自体も、代議制デモクラシーの機能低下を促進している。

5-2：考察—代議制デモクラシーを発揮するために

本節では、本稿全体の議論を通じ、今後代議制デモクラシーを機能させていく上で必要と考えられる方策を提示する。

第一に、代議制デモクラシー自体を再び活性化させていくという方策である。そのためには、比例代表制の比重を高めた選挙制度を取り入れることが望ましい。これを言い換えるならば、90年代政治改革導入の意図から度外視された、代議制デモクラシーによる正統性を確保しようとする試みである。比例代表制は多党化を促進するため、この場合穏健な多党制による連立政権が想定される。そして連立与党全体の得票率で過半数を確保し、政治システムに正統性を付与する。「過半数の民意」というハードルは高いが、冷戦崩壊以後、

政治的対立軸がいまだ不在であることは、逆に言えばそれだけ政党間のイデオロギー距離が小さいことの証左である。そのため二大政党制の下でゼロサム的に争う小選挙区制の場合と異なり、比例代表制による穏健な多党制ならば、正統性を担保した連立政権への合意可能性は十分に考えられる。また、比例代表制は小選挙区制と比較し、政策の基礎にある政党の世界観的・哲学的志向、すなわち理念が争われる傾向にある。そして理念に基づく政治は、再帰的近代化によって生じた利益集約・利益表出という枠では捉えにくい「徹底的な社会参加」を、代議制デモクラシーの場に汲みあげていく潜在力を持つ。単一争点政党であるヨーロッパの緑の党などがこの典型で、日本においても、仮に2012年の総選挙で惨敗した脱原発勢力がこのような類型で代議制の場に登場したならば、代議制デモクラシーが多様な民意を反映することに繋がる⁸⁰。政治学者のレイプハルトは、著書『民主主義対民主主義』において、このような比例代表制を軸に据え、多数派の規模の最大化と幅広い政治参加、広範な政治的合意を目指すデモクラシーを合意型（コンセンサス型）とし、小選挙区制を中心とする多数決型（ウエストミンスター型）と対比して分類した。そして女性の政界進出や国政の投票率、デモクラシーへの満足度などから2つのデモクラシー類型の比較を行い、コンセンサス型のデモクラシーの「質」が多数決型のそれよりも優れていると結論付けている⁸¹。このことから、比例代表制を軸とした選挙制度への転換は、代議制デモクラシーを機能させることに寄与すると考えられる。

第二に、代議制デモクラシーを補完しようとする方策である。そのために、代議制デモクラシーへの外からの入力回路として、討議デモクラシーの実践を試みる。いわば代議制デモクラシーの限界を認め、もう一つのデモクラシーの回路を用意してやることで、逆説的に代議制デモクラシーの正統性と有効性を向上させようということである。再帰的近代化による「個人化」の進展は、「われわれ」を束ねていたあらゆるカテゴリーを流動化させたことには4章で触れたが、同時に自己実現派市民をも多く生み出してきた。自己実現派市民とは教育と知識と一定の富と、そして認識力と判断力を持つ広汎な自律的市民層であり⁸²、こうした層を今後代議制の場へ取り込んでいくために、討議デモクラシーは不可欠なのである。そして社会哲学者のハーバーマスは、その包括的な議論の中で討議デモクラシーを理論化した。以下では篠原一の『市民の政治学』を参考に、その理論の概要を述べる。まずハーバーマスは、「システム」と「生活世界」という概念を導入した。「生活世界」と

⁸⁰ NHK 放送文化研究所 (<http://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/index.html>) (2013年1月21日最終アクセス) が2012年3月に行った「社会や政治に関する意識調査」によると、「あなたは、今後、国内の原子力発電所をどうすべきだと思いますか。」との問いに「減らすべきだ」「すべて廃止すべきだ」と答えた人の総計は71.2%である。この結果を見る限り、12年の総選挙において脱原発を掲げた政党の敗因は、脱原発が否定されたというより、これらの政党に包括政党としての政権担当能力がなかったことだと考えられる。脱原発を単一争点として掲げる政党が登場した場合、代議制において議席を伸ばすことはありうる。

⁸¹ 詳しくはアレンド・レイプハルト（粕谷祐子訳）『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』勁草書房、2005年、16章を参照のこと。

⁸² 篠原、前掲書、152頁。

は「発言し行動する主体が社会化されている世界」であり国家や経済から自律したコミュニケーション空間である。一方システムとは、自動制御的コントロールの体系で、行為者の意識を超えた形で個人の意思決定が規定されるものである。それらは大きく分けて貨幣を媒体とするものと権力を媒体するものに分かれており、この 2 つのシステムがコミュニケーションを媒体とする生活世界へ強い影響力を持つようになることを、「生活世界の植民地化」と呼んだ。しかし、彼は再帰的近代化の深化とともに生まれた「新しい社会運動」の持つ活力に着目し、「市民社会」において新しい公共空間が登場する、と分析した。そして誰でも自由に発言でき、誰でも情報を自由に手に入れることができ、その上で同意の可能性を前提に話し合い、相手の意見をいれて自分の意見をかえるというプロセスを経ることで討議政治が発展していくとした。また、従来の代議制デモクラシーにおける討議・決定と、生活世界に根ざした市民社会における討議という二回路システムの存在を強調した⁸³。すなわち、「生活世界」におけるコミュニケーションの実践による政治参加を通して、代議制デモクラシーのみでは賄えない政治システムの正統性を担保しようということである。

このようなハーバーマスによる討議デモクラシーの理論的構想は、様々な形で制度化もなされている。とりわけアメリカの政治学者フィッシュキンにより提唱された討議意見調査 (Deliberative Poll、DP)、そして「討議の日」は注目に値する。以下では再び篠原を参考に、討議デモクラシーの原則を踏まえたうえで、DP、討議の日について記述する。まず討議デモクラシーの原則は、第一に異なる立場に立つ人の意見と情報も公平に提供されるという意味においての、「討議倫理」の徹底、第二に効果的な討議のための、小規模かつ流動的なグループ構成、第三に、討議を行うことで意見を変えるのは望ましいことであり、頭数を数えるだけの議論にしないことの三点に加え、この制度化にあたっては無作為抽出によりその代表制の包含性と透明性を確保することが求められる。その上で、DP とは、無作為抽出によって参加者を選出して討論会に出席してもらい、討論前に特定のテーマについて意見を調査した後、そのテーマについて少数のグループによる討議を繰り返した後で、再度意見の調査をし、個人の意見が変容したかどうか調べるというものである。1994 年にイギリスで初めて行われた例を挙げると、この時のテーマは「犯罪」であったが、討議の前と後とでは意見にかなりの変動があったこと、規定的意見は討議（このケースでは 3 日間であった）では変わらないこと、そして討議から 10 か月後の調査でも、DP での体験は「社会学習」として効果があったことなどが明らかになっている⁸⁴。この DP は日本においても取り入れられており、2012 年 8 月には「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」が政府により開催され、中長期のエネルギー政策をめぐって意見が交わされた⁸⁵。その結果は、2030 年代に原発依存をゼロにすべきとの声が 33%から 47%に増加し、一定の

⁸³ 篠原、前掲書、106-108 頁。

⁸⁴ 同上、160-167 頁。

⁸⁵ 慶應義塾大学 DP 研究センター「エネルギー・環境の選択肢に関わる討論型世論調査」
http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/?page_id=243 (最終アクセス日 2013 年 1 月 22 日)

比率で原発が必要とみる割合が合計で約 3 割で、あまり変わらないというものであった。また「討議の日」においては、総選挙の投票日の 1 週間前に「討議の日」という休日を受け、投票区の集会場に有権者を集めて DP と同じような討議を行うというものである。参加者に対しては、翌日投票に行った人には 150 ドルの日当てを支払う。そして討議をするだけで、DP と異なり意見調査はしない。つまり、公開投票と秘密選挙という両方の性格を採用している⁸⁶。以上のような取り組みが、討議デモクラシーを代議制デモクラシーにおける政策決定に結び付けている点で、代議制デモクラシーを補完する方策として今後期待値の高い活動であろう。

⁸⁶ 篠原、前掲書、168 頁。

終章

本稿では、「なぜ 90 年代に政治改革が行われたにも関わらず、代議制デモクラシーの機能不全が解消されなかったか」という問いに対し、制度やアクターに問題があるとの仮説を立てて分析を進めた。第 1 章では政治改革以前の時代を振り返り、代議制デモクラシーは中選挙区制の下で正統性を担保しない一方、自民党政治と省庁代表制によって有効性を発揮してきたことをまとめた。第 2 章では小選挙区比例代表制が代議制デモクラシーに正統性を付与しない制度であることを示し、この新選挙制度導入の背景には「二大政党制による政権交代可能な制度」というある種のイデオロギーが介在し、「民意の正確な反映」は切り捨てられていたことを示した。第 3 章では政治改革以後の政治過程を分析し、政治改革が意図したような代議制デモクラシーの有効性は発揮されず、二大政党制の下での「対立のための対立」などにより、むしろ政治停滞の要因ともなっていることを示した。第 4 章ではギデンズやベックの近代社会論を軸に、再帰的近代社会では「徹底的な社会参加」、「個人化」、「サブ政治の発展」などの影響から、代議制デモクラシーはその正統性、有効性がともに低下していくことを示し、政治改革の効果が逆機能として発揮されることも示した。以上の各章の内容を踏まえ、【政治改革とは「政権交代可能な二大政党制」を目指すためのものであり、代議制デモクラシーを十全に機能させることがその一義的な目標ではなかった。さらに政治改革の成果は、再帰的近代化の進む今日においてむしろその弊害面の方が色濃く出ている。また再帰的近代化それ自体も、代議制デモクラシーの機能低下を促進している。】との結論を得た。そして今後、より代議制デモクラシーを機能させていくための方策として、比例代表制に比重を置いた選挙制度への転換、そして討議デモクラシーの実践の二点を挙げた。

最後に、本稿では取り上げることのできなかった今後の課題についてまとめる。第一に、一票の格差の問題である。代議制デモクラシーを取り扱う上で、民意の正確な反映を論じるためにはこの問題についても考察を深めなくてはならないだろう。第二に、より詳細な選挙制度の分析である。本稿では議論拡散を防ぐため、選挙区による類型と代表制による類型の 2 点に絞ったが、他には投票方式による類型もある。さらには惜敗率、政党要件、献金の是非など選挙制度だけでも様々な論点があり、これらを踏まえることでデモクラシーの分析に深みが増すだろう。第三に、ポピュリズムについての分析である。再帰的近代化による個人化の進展は、自己実現派市民の創出だけではなく、ポピュリズムの源泉ともなっている。篠原はこの両者における新たな対立軸の現出を予測しており⁸⁷、ポピュリズムの分析を行うことは、対立軸不在により有効性が低下した日本の代議制デモクラシーを考慮する際、大いに示唆を得られるだろう。第四に、参議院の問題である。本稿では政治改革の取り扱いが主要なテーマであるため、参議院については 3 章の政治史の中で触れるだけにとどめた。参議院の存在が代議制デモクラシーの機能を阻害する根本要因とは考えな

⁸⁷ 篠原、前掲書、153 頁、図 4。

いが、「ねじれ国会」をどう乗り越えるかが昨今の政治テーマの一つとなっているのも事実である。参議院の役割についても、今後注目していきたい。

【参考文献】(50音順)

- ・アルベルト・メルッチ（山之内靖ほか訳）『現代に生きる遊牧民（ノマド）—新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店、1997年。
- ・アレンド・レイプハルト（粕谷祐子訳）『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』勁草書房、2005年。
- ・アンジェロ・パーネビアンコ（村上信一郎訳）『政党』ミネルヴァ書房、2005年。
- ・アンソニー・ギデンズ（松尾精文ほか訳）『近代とはいかなる時代か？—モダニティの帰結』而立書房、1993年。
- ・飯尾潤『日本の統治構造—官僚内閣制から議員内閣制へ』中公新書、2007年。
- ・石川真澄『いま、政党とは何か』岩波ブックレット NO454、1998年。
- ・石川真澄『選挙制度—ほんとうはどう改革すべきか』岩波ブックレット NO192、1990年。
- ・石川真澄、山口二郎『戦後政治史』岩波新書、2010年。
- ・伊藤光利、田中愛治、真淵勝『政治過程論』有斐閣アルマ、2000年。
- ・ウルリッヒ・ベックほか（松尾精文ほか訳）『再帰的近代化—近現代の社会秩序における政治・伝統・美的原理—』而立書房、1997年。
- ・宇野重規、田村哲樹、山崎望『デモクラシーの擁護—再帰化する現代で—』ナカニシヤ出版、2011年。
- ・エズラ・F・ヴォーゲル（広中和歌子・木本彰子訳）『ジャパン・アズ・ナンバーワン』TBSブリタニカ、1979年。
- ・大嶽秀雄『小泉純一郎 ポピュリズムの研究』東洋経済新報社、2006年。
- ・大嶽秀夫『日本政治の対立軸—93年以降の政界再編の中で』中公新書、1999年。
- ・小熊英二『社会を変えるには』講談社現代新書、2012年。
- ・小熊英二編『平成史』河出書房新社、2012年。
- ・小沢一郎『日本改造計画』、講談社、1993年。
- ・クロフォード・B・マクファーソン（田口富久治訳）『自由民主主義は生き残れるか』、岩波新書、1978年。
- ・佐々木毅ほか『西洋政治思想史』北樹出版、1995年。
- ・佐々木毅編『政治改革 1800日の真実』講談社、1999年。
- ・佐々木毅・清水真人編『ゼミナール現代日本政治』日本経済新聞出版社、2011年。
- ・シグマント・ノイマン（渡辺一訳）『政党—比較政治学的研究』みすず書房、1958年。
- ・ジョバンニ・サルトーリ（岡沢憲英・川野秀之訳）『現代政党学』早稲田大学出版部、1992年。
- ・篠原一『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か—』岩波新書 2004年。
- ・杉田敦『デモクラシーの論じ方』ちくま文庫、2005年。
- ・田中愛治ほか『2009年、なぜ政権交代だったのか』勁草書房、2009年。
- ・竹中治堅『首相支配—日本政治の変貌』中公新書、2006年。

- ・辻清明『政治を考える指標』岩波新書、1960年。
- ・中北浩爾『現代日本の政党デモクラシー』岩波新書、2012年。
- ・モーリス・デュベルジェ（岡野加穂留訳）『政党社会学』潮出版社、1970年。
- ・山口二郎『政権交代とは何だったのか』岩波新書、2012年。
- ・山口二郎『日本政治の課題』岩波新書、1997年。
- ・ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求—』未来社、1994年
- ・ユルゲン・ハーバーマス『事実性と妥当性〈上下〉—法と民主的法治国家の討議理論に関する研究』未来社、2002年。
- ・ユルゲン・ハーバーマス（丸山高司ほか訳）『コミュニケーション的行為の理論（下）』未来社、1987年。
- ・吉田徹『二大政党制批判論』光文社新書 2009年。
- ・ヨーゼフ・シュンペーター（中山伊知郎・東畑精一訳）『資本主義・社会主義・民主主義』、東洋経済新報社、1995年。
- ・リプセット『政治の中の人間』東京創元社、1963年。
- ・ロバート・ダール『民主主義理論の基礎』未来社、1970年。
- ・ローレンス・C・ドッド（岡沢憲英訳）『連合政権考証』、政治広報センター、1977年。
- ・森政稔『変貌する民主主義』ちくま文庫、2008年。

【参考HP】（50音順）

- ・慶應義塾大学 DP（討論型世論調査）研究センター：<http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/>（2013年01月22日最終アクセス）
- ・NHK 放送文化研究所：<http://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/index.html>（2013年01月17日最終アクセス）
- ・自由民主党：<http://www.jimin.jp/>（2013年01月17日最終アクセス）
- ・総務省：http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/index.html（2013年01月17日最終アクセス）
- ・統計局：<http://www.stat.go.jp/data/chouki/27.htm>（2013年01月17日最終アクセス）